

ドイツの政党法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
前 専門調査員 政治議会調査室主任 大曲 薫
政治議会課 佐藤 令

目 次

はじめに

- I 政党法制定の経緯
- II 制定時における法律の概要
- III 制定後の改正経過
- IV 現行法の概要

おわりに

翻訳：政党に関する法律（政党法）
ドイツ連邦共和国基本法（抄）
連邦選挙法（抄）
欧州議会選挙法（抄）
所得税法（抄）
法人税法（抄）

キーワード：政治資金、政党助成、政党交付金

要 旨

ドイツの憲法に当たるドイツ連邦共和国基本法は、第 21 条に政党に関する規定を置き、その詳細について定めたのが 1967 年制定の政党に関する法律(政党法)である。政党法は、政党の憲法上の地位と役割、政党の組織運営の一般的な規定、政党への国庫補助、政党資金の規正に関する規定等を設けている。同法は、世界各国における政党国庫補助など政党法制の最も先駆的な立法例と言われている。

本稿では、政党法制定の経緯、制定時における法律の構成、制定後の改正経過、現行法の概要を紹介するとともに、現行の政党法の全訳を行った。また、政党法の全容を理解するために不可欠な基本法、選挙法、税法などの関連法令の抄訳を付した。

はじめに

1967 年に制定されたドイツの政党に関する法律(政党法)⁽¹⁾は、自由民主主義的な政治体制を採る諸国の中でも先駆的な政党法制である。20 世紀後半にはフランス、イタリアなど欧州大陸諸国を中心に次々と政党に対する国庫補助制度の導入と政党法制の整備が図られていったが、ドイツの政党法は、現在に至るまで我が国を始めとして、各国における政党法制の整備を検討する際の重要な先行事例を提供してきた。

ドイツの政党法は、その制定に際して世界的にも前例となるモデルがなかったこと、しかも政党の法的要件と内部秩序、そして政党資金の在り方という政治的にデリケートな問題を扱う政策課題であったため、政党間での非常に長期に及ぶ議論を必要とし、ようやく 1967 年に制定された。しかし、制定後も政党国庫補助の在り方や政党資金の規正の方法をめぐって各方面から数多くの激しい議論を呼び起こし、後述するように多くの重要な改正を重ねていくことになった。

本稿では、ドイツの政党法の実際を正確かつ客観的に把握するための素材を提供することに努め、政党法制定の経緯、制定時における法律の構成、制定後の改正経過、現行法の概要を紹介するとともに、現行の政党法の全訳を行った。また、政党法の全容を理解するために不可欠な基本法、選挙法、税法などの関連法令の抄訳を付した。

I 政党法制定の経緯

1 基本法による政党法制の整備の要請

1949 年にドイツの憲法であるドイツ連邦共和国基本法(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. 以下「基本法」)が制定され、第 21 条に政党に関する規定が設けられた。同条第

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 10 月 30 日である。

(1) Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz) vom 24. Juli 1967 (BGBl. I S. 773) 現在の正式名称は、Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 31. Januar 1994 (BGBl. I S. 149) <<https://www.gesetze-im-internet.de/partg/>> である。

1項では、政党は国民の政治的意思の形成に協力すること、その設立は自由であり、その内部秩序は民主的諸原則に従い、その資金の出所等を公開することとされ、第2項では、自由で民主的な基本秩序を侵害・除去すること又はドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目標として活動する政党は違憲であると規定された。

第1項及び第2項の細目は法律で定めることとされたため(制定当初の第3項。現在の第5項)、第1項及び第2項を具体化する政党法制の整備は憲法上の要請であり、立法府の義務でもあった。ただし、第3項は、立法府に包括的に政党を規正する一つの法律の制定を求めたのではなく、第1項及び第2項で定めた内容を個別の法律で規定することを想定していた⁽²⁾とされていることにも留意しておくことが必要である。実際に、第3項を受けて、1951年制定の連邦憲法裁判所法⁽³⁾は、基本法第21条第2項の規定する違憲政党の禁止手続を整備し、1956年制定の連邦選挙法⁽⁴⁾が同条第1項第3文の党内民主主義の中でも重要とされる選挙における候補者選定手続について、いち早く定めている⁽⁵⁾。

基本法制定の際にも大きな論点となった同条第1項が規定する政党の資金の出所を公開する方法⁽⁶⁾についての議論は、1949年12月の野党中央党からの政党法制の実現を求める動議を1950年10月に連邦議会が議決したことを受けて開始された。その後、政府は、政党法案を何度か提案したが、政党への国庫補助の仕組み、政党の資金の公開の範囲や方法をめぐって各党の意見に大きな隔たりがあったため、論議は一向に進まなかった⁽⁷⁾。その結果、ドイツでは政党法論議が停滞する一方で、世界に先駆けて政党への国庫補助という実態が先行してしまうことになったのである⁽⁸⁾。

2 政党法制定前における政党国庫補助

ドイツでは、政党への国庫補助の制度には二種類あると考えられている。1つは選挙での得票数などを基準に政党に直接国庫から資金を交付する直接的国庫補助、もう1つは、政党に対して党費や寄附を支払った市民や企業等団体に対して税の優遇措置を行う間接的国庫補助である⁽⁹⁾。

(2) Gregor Stricker, *Der Parteienfinanzierungsstaat* (Schriften zum Parteienrecht 21), Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1998, S.46.

(3) Gesetz über das Bundesverfassungsgericht (Bundesverfassungsgerichtsgesetz) vom 12. März 1951 (BGBl. I S. 243)

(4) Bundeswahlgesetz vom 7. Mai 1956 (BGBl. I S. 383)

(5) Stricker, *op.cit.*(2), S.46.

(6) 基本法のこの規定は、中央党(Zentrumspartei)のヨハネス・ブロックマン(Johannes Brockmann)の提案をきっかけとしたものであった。ブロックマンは、過去におけるドイツの政党の存在、とりわけ12年間にわたるテロ行為を行ってきた政党のことを振り返ると、政党はその資金源を公開し、非民主的な影響から遮断されるべきであると提案理由を述べた(Friedhelm Boyken, *Die neue Parteienfinanzierung: Entscheidungsprozessanalyse und Wirkungskontrolle* (Schriften zum Parteienrecht 20), Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1998, S.40.)。1932年に国民社会主義ドイツ労働者党が、ライン・ヴェストファーレンの産業界から数百万ライヒマルクの支援を受けて破産を免れたことは有名である(*idem*, S.39.)。「32年12月破産に瀕していたナチは、33年1月中旬にふたたび豊かな資金をもつにいたった。ライン・ヴェストファーレンの大企業家達は、政権を取ったらヒトラーが直ちに果すべき若干の約束とひきかえに、党の負債を肩代りし、ナチを闘争場裡に送りこむことに同意したのであった。実業家の巨額の援助がなければ、ナチは、政権を目前にして破産してしまっていたであろう」。ヒトラーが首相となったのは1933年1月30日のことである。升味準之輔『比較政治—西欧と日本—』東京大学出版会、1990、p.408.

(7) *ibid.*, S.42-44.

(8) Stricker, *op.cit.*(2), S.46.

(9) この他にもドイツでは、政党の青年組織への補助、会派補助、議員の歳費、政党財団への補助等があり、これらを含めて政党国庫補助と概念規定する場合もある(*ibid.*, S.27-38.)。また、広義及び狭義の政党への国庫補助の分類については、上脇博之『政党国家論と憲法学—「政党の憲法上の地位」論と政党助成—』(北九州大学法政叢書17)信山社、1999、pp.26-28を参照のこと。

ドイツでは、1954年に間接的国庫補助が始まった。これは、自然人、企業等団体の政党への寄附を所得の5%まで、又は売上高の0.2%までを限度に特別支出として課税対象から控除するというもので、1954年12月の所得税法(Einkommensteuergesetz)及び法人税法(Körperschaftsteuergesetz)の改正⁽¹⁰⁾によってであった。しかし、1958年6月24日に連邦憲法裁判所は、政治資金に係る平等原則は厳格に適用すべきであり、控除の上限を所得等の一定の比率までとする制度は、高額所得者層に支持された特定政党により大きな利益を与えるために政党の機会均等の原則に反し、高額所得の市民が多額の寄附をすることにより大きな政治的発言力を有することになるために市民の政治参加の平等の原則に反するとした違憲判決を下した⁽¹¹⁾。一方で、この判決は、基本法が原則として直接的又は間接的な国庫補助を禁じているわけではなく、基本法第21条に規定する基本法上の政党の任務を果たすために、選挙運動のためだけではなく、政党の日常活動に対しても国庫から直接補助を交付してもよいと代替的措置を示唆する内容になっていた⁽¹²⁾。そのため、連邦政府は、1959年からは予算措置によって直接的国庫補助を開始することになる⁽¹³⁾。

しかし、1966年7月19日に連邦憲法裁判所は、一転してこの一般的政党活動に対する直接的国庫補助は、基本法第21条及び第20条第2項と合致せず、違憲であると判断した⁽¹⁴⁾。その一方で、政党の国家からの自由⁽¹⁵⁾と機会均等という原則を満たした上であれば、適切な選挙運動に必要な不可欠な費用に限定した国庫補助は行ってもよいと示唆した。この判決を受けて、キリスト教民主同盟・社会同盟(以下「CDU/CSU」)、社会民主党(以下「SPD」)、自由民主党(以下「FDP」)は、判決のいう「選挙運動費用補助」の可能性を最大限に活用すべく、既に1966年6月に設けていた会派間の作業グループの協議を加速させた。そして、政党法案は1967年1月26日に連邦議会に提出され、同年7月24日に成立、7月27日に公布された⁽¹⁶⁾。その際、その政治資金を企業等団体献金に依存する保守系政党にとっては念願であった企業等団体の政党への寄附に対する所得等の控除も、1958年の判決で違憲無効となったにもかかわらず、低い一定額を上限と規定することによって復活させた。これが、1967年の政党法制定に至るまでの簡単な経過である⁽¹⁷⁾。

(10) Gesetz zur Neuordnung von Steuern vom 16. Dezember 1954 (BGBl. I S. 373)

(11) BVerfGE 8, 51; Stricker, *op.cit.*(2), S.42; Boyken, *op.cit.*(6), S.56-57; 本秀紀『現代政党国家の危機と再生—ドイツにおける「政治の国庫負担」の憲法論を手がかりに—』日本評論社, 1996, p.23.

(12) Boyken, *ibid.*, S.58-59; 上脇 前掲注(9), pp.31, 167-173, 244.

(13) 1959年度から1961年度の予算においては「政党の政治教育活動の促進のための支出」として500万マルクを計上、1962年度は、政治教育活動のための特別資金としての500万マルクに加えて、「基本法第21条に基づく政党の任務のための特別資金」として1500万マルクを計上した。1963年度と1964年度は、政治教育活動のための特別資金は計上せず、「基本法第21条に基づく政党の任務のための特別資金」としてのみ2000万マルクを計上、1965年度から1966年度はこれを3800万マルクに増額して計上した。1959年、キリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)及び自由民主党(FDP)で構成する連邦政府は、政党への税の優遇措置の再導入を規定した政党法案(Entwurf eines Gesetzes über die politischen Parteien (Parteiengesetz) vom 22. Dezember 1959)を連邦議会に提出した。しかし、社会民主党(SPD)が再び連邦憲法裁判所に訴えると反対したため頓挫している。*ibid.*, S.59-61; 同上, pp.30-31.

(14) BVerfGE 20, 56; Stricker, *op.cit.*(2), S.45. この判決については、上脇 前掲注(9), pp.167-173に詳しい。

(15) 「ここで連邦憲法裁判所により展開される国家からの自由の原則が、1958年の政党国庫補助の判決で既に形成されていた政治的競争における政党の機会均等の原則及び政治的意思形成への市民の平等な参加の権利に並んで登場した」(*ibid.*, S.63.)。その後の直接及び間接の国庫補助の在り方をめぐる議論は、この3つの原則を巡って展開することになる。

(16) *ibid.*, S.46-47.

(17) 政党法制定の経過は、木下英敏「西ドイツの「政党法」 政党法制定までの経緯」堀本武功編著『世界の政党法』麴町出版, 1984, pp.98-152に詳しい。

3 政党法制定の背景

政党法が制定に至った背景としては、次の点が指摘されている。第1に、間接的国庫補助に次いで直接的国庫補助の制度を設けながら、基本法第21条により指示されていた政党の資金の出所を公開することを定めた法律を制定しないまま4議会期⁽¹⁸⁾を超え17年を経過してしまっていた点である。第2に、1966年7月の連邦憲法裁判所の判決により、国庫補助の制度を設ける前提として政党法の制定が必須となっていた点である。第3に、1966年12月にCDU/CSUとSPDの大連立政権が成立し、政治的合意を得やすい環境にあった点である。この3つの要因が大きく作用したとすることができる⁽¹⁹⁾。

II 制定時における法律の概要

1967年7月24日制定時における政党法は、全7章41か条から成っていた。各章の概要は次のとおりであった⁽²⁰⁾。

1 第1章 総則（第1条～第5条）

政党の憲法上の地位と任務（第1条）、政党の概念（第2条）、能動的及び受動的当事者適格（第3条）、名称（第4条）、平等の取扱い（第5条）の全5条で構成、政党の憲法上の位置付けを再確認し、政党の定義を行う等の総則的な規定がある。制定後は、第6次（1994年）及び第10次（2015年）の改正で若干の修正があった程度である。

中でも第1条は、基本法第21条第1項の規定をより具体化したものとして重要である。同条第1項では、「政党は、国民の政治的意思形成のために自由で継続的な協力をする」こと、「基本法により義務付けられ、かつ、保障された公の任務を遂行するもの」（下線は筆者による）と規定されている。これは、政党の組織と活動が国家の干渉から「自由」であることを法的に保障する一方で、政党が基本法上の不可欠な「公の任務」を担う組織であることを明示した規定である⁽²¹⁾。また、同条第2項は、政党の任務として、①世論の形成に影響を及ぼすこと、②政治教育を振興し、その発展に尽くすこと、③市民の政治的活動への積極的参加を推進すること、④公的責任を担うことができる能力のある市民を育成すること、⑤候補者の推薦を通じて連邦、州及び地方自治体の選挙に参加すること、⑥議会及び政府における政治的發展に影響を与えること、⑦政党が策定した政治的目標を国家の意思形成過程に導入すること、⑧国民と

(18) ドイツは我が国と同じく議院内閣制を採用するが、我が国と異なって首相の解散権には制限があるため（信任案の否決の場合にのみ、解散することができる）、連邦議会議員の任期（これを被選期又は議会期（Wahlperiode）と呼ぶ）、つまり1議会期は、通常4年でほぼ固定している（古賀豪ほか『主要国の議会制度』国立国会図書館調査及び立法考査局、2010、p.26 <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166394_po_200901b.pdf?contentNo=1>; 高澤美有紀「主要国議会の解散制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』923号、2016.10.18、pp.8-10 <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202206_po_0923.pdf?contentNo=1>; 小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1055号、2019.5.16、p.4 <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1>; 安田隆子「欧米主要国議会の会期制度 第2版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1098号、2020.5.14、pp.7-8。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488118_po_1098.pdf?contentNo=1>。そのため、ドイツの選挙運動費用補助等の仕組みは、1議会期4年のサイクルを前提として組み立てられている。

(19) Boyken, *op.cit.*(6), S.45.

(20) 第II章から第IV章までにおいて、特に表記のない限り、条章は政党法のことを指す。なお、ここでは、基本法第21条第1項の規定をより具体化したものとして重要な意義を持つ第1章第1条と、その後の改正によって制度が変わってしまった点について、特に詳述する。

(21) “Parteiengesetz: Erläuterungen,” *Das Deutsche Bundesrecht*, I A 24, S.26-27.

国家機関との継続的かつ活発な結びつきに尽力すること、を挙げている。ただし、ここで掲げる任務は、宣言的なもの⁽²²⁾で例示に過ぎず、これらの活動を行うことを政党に義務付けるものではないとされている⁽²³⁾。

2 第2章 内部秩序（第6条～第16条）

党則及び綱領（第6条）、構成（第7条）、機関（第8条）、党員総会及び代議員総会（党大会、代表大会）（第9条）、党員の権利（第10条）、理事会（第11条）、一般党委員会（第12条）、代議員総会の構成（第13条）、政党仲裁裁判所（Parteischiedsgerichte）（第14条）、機関における意思形成（第15条）、地域支部に対する措置（第16条）の全11条で構成し、党の組織の構成と意思決定の方法、党員の権利等を規定した。第6条は、党則と綱領の作成とその連邦選挙長（Bundeswahlleiter）⁽²⁴⁾への提出を政党に義務付け、その不提出については、強制金（Zwangsgeld）⁽²⁵⁾を科すことを規定した（第38条）⁽²⁶⁾。

3 第3章 候補者の推薦（第17条）

候補者選定の詳細は、選挙法及び補完的に政党の党則で定めることとし、政党法では、秘密投票の原則のみを規定した⁽²⁷⁾。

4 第4章 選挙運動費用の補助（第18条～第22条）

補助の原則及び範囲（第18条）、補助手続（第19条）、分割前払い（第20条）、連邦資金の

(22) *ibid.*, S.27. なお、政党の憲法上の地位については、様々な学説があるが、イプセン（Jörn Ipsen）は、「国家組織及び非国家的（社会的）領域を含む政治システムにおいて政党は後者に位置付けなければならない。連邦憲法裁判所は、的確に政党は「自由に結成され社会的・政治的領域に根差した集団」であり、制度化された国家的領域の任務も果たすことがあるが、この領域に属するものではないと判示している」と整理している。Jörn Ipsen (Hrsg.), *Parteiengesetz Kommentar*, München: C.H.Beck, 2018, S.3. 学説の詳細については、上脇 前掲注(9), pp.53-74; 加藤一彦『政党の憲法理論』有信堂高文社, 2003, pp.75-86を参照のこと。

(23) イプセンは、第1条第2項の政党の任務を、①独自の候補者を擁立して選挙に参加すること、②議会及び政府において公職を担う政治的指導者を育成し、選抜すること、③綱領を作成し、政治的目標を設定することで、競争的な政策全般の提案を行い、有権者に選挙での選択肢を提供すること、④とりわけ多数派とは異なる立場・意見を代表する「野党（die Oppositionsparteien）」が様々な代替的选择肢を表明することにより、国民の少数派の意見を政治システムに統合し、民主的・議会制的統治システムの安定化に貢献すること、の4点に集約できるとしている。Ipsen (Hrsg.), *ibid.*, S.4-6.

(24) 連邦選挙長は、連邦選挙委員会の委員長であり、法律上の期限を遵守して選挙が実施されることの監督を主な任務としている（“Der Bundeswahlleiter und seine Aufgaben,” *Der Bundeswahlleiter website*. <<https://www.bundeswahlleiter.de/ueber-uns/aufgaben.html>>）。

(25) 行政執行法第11条に定められるもので、行政決定を強制するための手段の1つ。

(26) 現行の政党法第2章の規定の違反に関する罰則はこれだけである。これは政党法が党則等の提出を、制度を機能させるための重要なポイントだと考えていたことを意味している。基本法第21条は、党内民主主義の要請（Gebot）に違反した場合の制裁まで含めて規定していないと理解されている。党則が政党法又は基本法第21条に反する場合は、他の私法上の組織が一般法に反する場合と同じ扱いとなり、民法典（Bürgerliches Gesetzbuch）第134条（法律による禁止）を適用し、無効とすることもできる。党則の規定、解釈や運用に問題が生じた場合は、政党の内部自治、つまり各政党内の政党仲裁裁判所による裁判を原則としている。党内での「法的手段」が尽きた場合は、通常裁判所（die ordentlichen Gerichte）に提訴することもできるが、通常裁判所は、政党仲裁裁判所の決定を尊重し、政党仲裁裁判所が認定した重要な事実関係、手続規定が遵守されていたかどうか、党則の規定の恣意的な適用があったかどうか、についてのみ判断するとされている。Martin Morlok und Heike Merten, *Parteienrecht*, Tübingen: Mohr Siebeck, 2018, S.134.

(27) 土屋正三「西ドイツの政党法（一）」『自治研究』44巻4号, 1968.4, p.109. 候補者推薦に関する政党法第17条と連邦選挙法第21条（政党候補者の定立）及び第27条（州名簿）の関係については、加藤 前掲注(22), pp.218-219に詳しい。

準備（第 21 条）、州における選挙運動費用の補助（第 22 条）の全 5 条で構成し、一般的な政党活動への国庫補助ではなく、選挙運動費用への補助として補助の受給要件、金額、支払方法等を規定した。そこで導入された選挙運動費用補助は、選挙運動のために実際に支出した額を補填するものではなく、各政党の選挙結果によって補助金額を決定するものとなった⁽²⁸⁾。

第 18 条は、選挙運動費用補助として連邦議会選挙の有権者 1 人当たり 2.5 マルク⁽²⁹⁾を交付するとし（選挙運動費用補助総額）、受給要件は、連邦議会選挙の第 2 票（有権者の持つ 2 票のうち比例区における州の政党名簿への投票のこと）の有効投票の 2.5% 以上を得た政党、又は比例名簿を提出しなかった政党の選挙区候補者が当該選挙区の第 1 票（有権者の持つ 2 票のうち小選挙区候補者への投票のこと）の有効投票の 10% 以上を得た政党とした。後者には 1 票につき 2.5 マルクを交付することとし、前者には、選挙運動費用補助総額から後者への補助額を控除した額を第 2 票の得票に応じて交付することとした。

第 20 条は、次の連邦議会選挙で交付を受ける予定の選挙運動費用補助を前回の連邦議会選挙の実績を基に分割前払いを受けることができることを認めたもので、連邦議会の議会期（通常 4 年）の 2 年目に 10%、3 年目に 15%、4 年目（選挙年）に 35% の計 60% の交付を受けることができるとした。残り 40% は、実際の選挙結果を受けての調整分となる。

第 22 条は、州においても別途州議会選挙のための選挙運動費用補助制度を設けてもよいことを規定した。この規定に基づいて全州において独自の選挙運動費用補助の制度が整備されていった⁽³⁰⁾。

5 第 5 章 会計報告（第 23 条～第 31 条）

会計報告の公開義務（第 23 条）、会計報告書（第 24 条）、寄附者の名称表示（第 25 条）、収入の概念（第 26 条）、個々の収入の種類（第 27 条）、記帳の義務（第 28 条）、会計報告書の検査（第 29 条）、検査報告書及び検査確認書（第 30 条）、検査士（第 31 条）の全 9 条で、会計報告書の提出義務、会計報告書の記帳の方法、検査体制を規定する。会計報告の対象は収入のみであり、第 25 条は寄附者の公開基準として、自然人は 20,000 マルク超、企業等団体は 20 万マルク超と規定した。

6 第 6 章 違憲政党禁止の執行（第 32 条～第 33 条）

執行（第 32 条）、代替組織の禁止（第 33 条）を規定した。従来の連邦憲法裁判所法での政党への違憲判決の執行と代替組織の禁止をそのつど判決によっていた運用を改めるもので、違憲判決の執行機関をあらかじめ法律で定め、代替組織の禁止を法律上当然禁止と規定したものである。

7 第 7 章 末尾規定（第 34 条～第 41 条）

所得税法の改正（第 34 条）、法人税法の改正（第 35 条）、税法規定の適用（第 36 条）、民法典規定の適用除外（第 37 条）、連邦選挙長の強制処分（第 38 条）等を規定した。第 34 条及び第 35 条は、自然人、企業等団体の政党への寄附に所得等の控除を再導入することを規定した。

(28) 上脇 前掲注 (9), pp.199-202.

(29) 以下、国庫補助の基準となる有権者数、得票数又は党費・寄附等の出捐（しゅつえん）額当たりの交付額を「単位額」という。

(30) 当初は連邦の補助額の 60% 以下という目安で各州の州議会議長間で合意していたが、次第に 60% を上回る額になっていったという。Boyken, *op.cit.*(6), S.69.

所得等の控除の上限額は、自然人は 600 マルク（配偶者合算査定では 1,200 マルク）、企業等団体は 600 マルクとした。

Ⅲ 制定後の改正経過

法制定以降の主な改正の経過と概要は、次のとおりである。

1 第 1 次政党法改正（1969 年）

1968 年 12 月 3 日の連邦憲法裁判所の判決⁽³¹⁾を受けて、1969 年 7 月 22 日に制定された⁽³²⁾。政党の選挙運動費用補助の受給要件を第 2 票の 2.5% 以上から 0.5% 以上に引き下げ（第 18 条）、寄附の公開基準は、自然人と企業等団体を同一の 20,000 マルク超とした（第 25 条）⁽³³⁾。

2 第 2 次政党法改正（1974 年）

1974 年 7 月 24 日に制定された⁽³⁴⁾。選挙運動費用補助の単位額を有権者 1 人当たり 2.5 マルクから 3.5 マルクに引き上げた（第 18 条）⁽³⁵⁾。

3 第 3 次政党法改正（1979 年）

無所属候補者に選挙運動費用補助を交付する仕組みがないのは、連邦議会選挙への参加の機会均等に反して違憲とする 1976 年 3 月 9 日の連邦憲法裁判所の判決⁽³⁶⁾を受け、1979 年 12 月 21 日に制定された⁽³⁷⁾。選挙区選挙で 10% 以上の得票のあった候補者には選挙運動費用補助を交付する規定を追加した（第 18 条第 4 項の追加）⁽³⁸⁾。

なお、1978 年には、欧州議会選挙法⁽³⁹⁾により欧州議会選挙のための選挙運動費用補助を導入し、有権者 1 人当たり 3.5 マルクを各政党に交付するものとした（1979 年から交付開始）。また、1979 年 7 月 24 日の連邦憲法裁判所の判決⁽⁴⁰⁾に基づき、1980 年から政党への寄附の所得等の控除の上限額を、自然人は 1,800 マルク（配偶者合算査定の場合は 3,600 マルク）、企業等団体は 1,800 マルクに引き上げた⁽⁴¹⁾。この判決は、1958 年の判決の立場を維持したものであり、一定額を上限とする所得等の控除額を若干引き上げることは立法裁量の範囲内であるが、

(31) BVerfGE 24, 300

(32) Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 22. Juli 1969 (BGBl. I S. 925)

(33) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, V/4273 (Schriftlicher Bericht des Innenausschusses (6. Ausschuß) über den von den Fraktionen der CDU/CSU, SPD, FDP eingebrachten Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes). <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/05/042/0504273.pdf>>

(34) Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 24. Juli 1974 (BGBl. I S. 1537)

(35) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 7/1878 (Gesetzentwurf der Fraktionen der SPD, CDU/CSU, FDP: Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Gesetzes über die politischen Parteien (Parteiengesetz)), 1974.3.26. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/07/018/0701878.pdf>>

(36) BVerfGE 41, 399

(37) Drittes Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die politischen Parteien vom 21. Dezember 1979 (BGBl. I S. 2358)

(38) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 8/3270 (Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU, SPD und FDP: Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Gesetzes über die politischen Parteien), 1979.10.17. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/08/032/0803270.pdf>>; 齋藤純子「一九七九年の第三次政党法改正について」堀本編著 前掲注 (17), pp.152-160.

(39) Gesetz über die Wahl der Abgeordneten des Europäischen Parlaments aus der Bundesrepublik Deutschland (Europawahlgesetz) Vom 16. Juni 1978 (BGBl. I S. 709)

(40) BVerfGE 52, 63

(41) 上脇 前掲注 (9), p.30.

かつてのような控除の上限を所得等の一定の比率までとすることは、政党の機会均等の原則等に反すると判示していた⁽⁴²⁾。

4 第4次政党法改正（1983年）

1970年代末には政党への迂回献金（Umwegfinanzierung）⁽⁴³⁾が問題視されるようになり、政党法の政党資金の規正の範囲と仕組みが実際には機能していないことが、明らかになった。連邦大統領は、1982年3月4日、「政党財政再編に関する専門家委員会」を設置し、1983年4月18日に報告書が提出された⁽⁴⁴⁾。

連邦議会は、この報告書を参考にしながら、同年12月22日に大規模な政党法の改正を行った⁽⁴⁵⁾。この改正は、政党資金の公開の範囲の拡大や寄附の質的規制、更に罰則を新しく導入する一方で、国庫補助を増額させ、寄附に対する所得等の控除を大幅に拡大し、迂回献金が生じないように政党の需要の実態に合わせて政治資金を国庫及び民間双方から調達できる制度にした点が大きな特徴である⁽⁴⁶⁾。また、連邦憲法裁判所の審査を予期して、政党の国家からの自由（議会期単位での選挙運動費用補助総額に対する相対的上限の新設）、政党の競争の機会均等（機会均等化調整金の新設）、市民の政治参加の平等（自然人の党費・寄附への税額控除制度の新設）に配慮した仕組みも併せて導入していた。主な改正は以下のとおりである⁽⁴⁷⁾。

(42) 判決は、改正するにしても、政治的意思形成への市民の平等な参加の権利及び政党の機会均等の原則に則ったものでなくてはならず、とりわけ政党の機会均等は、厳格な尺度を適用しなければならないとした。また、政党の国家からの自由という原則から、国庫補助が既存の政党間の競争条件を変えてしまうことは禁じられているとした。Boyken, *op.cit.*(6), S.77-79.

(43) 迂回献金とは、狭義では企業等団体が、専ら政治資金を扱う助成団体（Fördergesellschaft）に対して寄附先の政党を指定した上で寄附し、助成団体が寄附を政党に転送する仕組みである。企業等団体から助成団体に対する寄附は、政党への寄附と同様に所得等の控除を受けるが、政党へは助成団体が寄附した扱いになる。1952年には助成団体が全州に設置され、当該各州の企業等団体の献金を集約し、1954年には国民協会（Staatspolitische Vereinigung 1954 e.V.）が設置され、連邦レベルでの企業等団体の献金を集約したとされている。所得等の控除制度が違憲と判断された1958年の連邦憲法裁判所の判決によって、寄附の転送は許容されなくなったが、1967年に所得等の控除制度が復活したため迂回献金の枠組みが再生し、1970年代から80年代に最盛期（Blütezeit）を迎えた。助成団体は、ワイマール共和国時代にも設置されており、そのモデルは、1896年のアメリカ大統領選挙における共和党候補マッキンリー（William McKinley）陣営の企業等団体の献金集めの手法にあったという。広義での迂回献金は、架空の職業団体（Berufsverbände）、政党関係財団等の「資金洗浄施設（Geldwaschanlagen）」を経由した政党への献金を含み、こうした迂回献金の存在とその規模の大きさは、大物政治家を巻き込んだフリック社事件で明らかになった（*ibid.*, S.52-54. また、上脇 前掲注(9), pp.372-375.を参照のこと）。フリック社事件については、澤井渉「フリック疑獄に揺れる西独政界」『世界週報』65巻50号, 1984.12.11, pp.12-15; 中村英一「フリック社事件が見せた政治風土」『世界週報』67巻20号, 1986.5.20, pp.12-15; 小津博司「西独刑事司法の最近の動向」『ジュリスト』866号, 1986.8.1・15, p.147を参照のこと。また、1896年のアメリカ大統領選挙と政治資金については、大曲薫「アメリカにおける政治資金規制改革の展開」『レファレンス』494号, 1992.3, p.59を参照のこと。

(44) “Bericht zur Neuordnung der Parteienfinanzierung: Vorschläge der vom Bundespräsidenten berufenen Sachverständigen-Kommission,” *Beilage zum Bundesanzeiger*, 26. Mai 1983. 報告書全文の翻訳として、国立国会図書館調査立法考査局訳『政党財政再編に関する報告書—ドイツ連邦共和国大統領によって任命された専門家委員会の勧告—』（調査資料83-1）国立国会図書館調査立法考査局, 1984がある。

(45) Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes und anderer Gesetze vom 22. Dezember 1983 (BGBl. I S. 1577)

(46) この特徴から「八〇年代の政党国庫補助制度改正の特徴をまとめるならば、一方で優遇税制措置を過度に強化して高額所得者およびその支持政党を優遇しつつ、他方でその恩恵に与れない政党を調整金によって救済し、その後その算定方法を変更することで「党员政党」への補助も強化するというように、改正の第一目的は、あくまで連邦議会に議席を有する政党への資金の安定的供給およびその枠内での政党制の安定にあり、その結果、「適正な選挙戦の必要な費用」という理論の原点からその実態がますます乖離していくという事態が生じた、ということになる」という指摘がある。本秀紀「ドイツにおける政党助成」『法律時報』64巻2号, 1992.2, p.87.

(47) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 10/183 (Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und FDP: Entwurf eines Gesetzes über die Neuordnung der Parteienfinanzierung (Parteienfinanzierungsgesetz — PartFG)), 1983.6.21. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/10/001/1000183.pdf>>; 下田久則「一九八三年の政党法等の改正について」堀本編著 前掲注

- ① 会計報告の範囲を支出と政党資産にまで拡大し、会計報告書未提出の場合は国庫補助金を支給しないこと、報告書に記載しない資金があった場合はその2倍の補助金削減を行うことといった制裁措置を導入した（第23条、第23a条、第24条）。
- ② 寄附の質的制限を新設した（第25条）。質的制限では、政党への転送を前提とした職業団体への寄附、政治財団による寄附、公益団体による寄附を禁止し、迂回献金の防止策を講じた。
- ③ 選挙運動費用補助の単位額を、有権者1人当たり3.5マルクから5マルクに引き上げた（第18条）。
- ④ 党費及び寄附に対する税制上の優遇措置を拡大した。自然人の党費及び寄附等の出捐の50%を600マルクを上限として税額控除する制度（所得税法第34g条の追加）を新設した。また、所得税法第10b条、法人税法第9条第3項を改正し、自然人は、その所得の5%まで、企業等団体は売上高等の0.2%までという一定の比率を上限とした所得等の控除を再び導入した。
- ⑤ 1958年及び1979年の連邦憲法裁判所の判決に反して控除の上限を所得等の一定の比率までとする制度を再び導入することとしたため、この税の優遇措置により各政党が受ける恩恵の格差を是正するために機会均等化調整金の仕組みを新設した（第22a条）。機会均等化調整金は、選挙運動費用補助ではなく、政党の自己収入と位置付けた。
- ⑥ 各政党が受給する選挙運動費用補助は、自己収入を超えてはならないとする相対的上限の制度を設けた（第18条第6項の追加）⁽⁴⁸⁾。

5 第5次政党法改正（1988年）

1986年7月14日の連邦憲法裁判所の判決⁽⁴⁹⁾は、第4次政党法改正の方向性を是認した。しかし、控除の上限を所得等の一定の比率までとし、金額の上限のない所得等の控除は市民の政治参加の平等を侵害しており違憲と再び判示したため、1988年12月22日に、税制上の優遇措置の調整を行うとともに、選挙運動費用補助・機会均等化調整金の仕組み、寄附の公開基準の改正を行った⁽⁵⁰⁾。主な改正は以下のとおりである⁽⁵¹⁾。

- ① 選挙運動費用補助の一部として固定額の制度（連邦議会選挙において有効な第2票の2%以上を得た全ての政党に一律に当該政党に対する選挙運動費用補助の80%までを限度に選挙運動費用補助総額の6%を交付）を追加し（第18条第6項の追加）、機会均等化調整金の算出基準を改め、党費と寄附収入の合算からではなく、各々別個に調整のた

(17), pp.160-163.

(48) この規定の起源は、1966年の判決が「国家が政党に資金面で支援しようとしたとしても、それは、政党の資金の必要性を国庫から完全に又は圧倒的にであっても補てんすることになってはならない」と圧倒的な国庫による支援（überwiegenden Staatsfinanzierung）を禁じたことにある。Boyken, *op.cit.*(6), S.63-64; 上脇 前掲注(9), pp.332-334. 第4次政党法改正の「50%条項」については、同, pp.335-353に詳しい。

(49) BVerfGE 73, 40

(50) Fünftes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes und anderer Gesetze vom 22. Dezember 1988 (BGBl. I S. 2615)

(51) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 11/2421 (Gesetzesentwurf der Fraktionen der CDU/CSU, SPD und FDP: Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes und anderer Gesetze), 1988.6.8. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/11/024/1102421.pdf>>; 武田美智代「政党法その他の法律を改正する第5次法律」『外国の立法』No.262, 1989.7, pp.134-142. なお、この改正に先立って、地方自治体の議会選挙で候補者を擁立する政党の定義の要件を満たさない政治団体（無所属選挙人団体）に対して、党費及び寄附の合計額の50%を600マルク（配偶者合算査定の場合は1,200マルク）を上限として税額控除する制度が新設されている。大曲薫「無所属選挙人団体への出捐に対する税優遇のための法律」『外国の立法』No.262, 1989.7, pp.129-134.

- めの基準額を算出することとした（第 22a 条）。
- ② 寄附者の公開基準を 20,000 マルク超から 40,000 マルク超に引き上げた（第 25 条）。
 - ③ 自然人の所得控除及び企業等団体の売上高等の控除は 60,000 マルクまで（所得税法第 10b 条、法人税法第 9 条）とする上限額を設けた。
 - ④ 選挙運動費用補助及び機会均等化調整金の構造及び額の変更に関し、先立って、連邦大統領が任命する独立の専門家委員会が勧告することを定めた（第 18 条第 8 項の追加）。

6 第 6 次政党法改正（1994 年）

この改正は、1992 年 4 月 9 日の連邦憲法裁判所の判決⁽⁵²⁾を受けて、政党国庫補助制度を抜本的に再設計したもので、1994 年 1 月 28 日に制定された⁽⁵³⁾。これによって政党に対する直接及び間接的国庫補助制度を巡る連邦憲法裁判所と連邦議会との「攻防」は終息に向かった。

改正は、直接的政党国庫補助を実態に合わせて選挙運動費用補助から部分的な一般的国庫補助（Teilfinanzierung）の制度に転換するもの⁽⁵⁴⁾で、「部分的」であること⁽⁵⁵⁾を担保するため、国庫補助総額の限度である絶対的上限に加えて各政党が受領することができる個別の国庫補助額の上限を自己収入と同額までとする毎会計年度における相対的上限を規定した。税の優遇措置も違憲判決を受けて、企業等団体に対する優遇措置は廃止し、自然人についても所得控除限度額（60,000 マルク）を 10 分の 1 に引き下げた。これに伴い、同じく違憲とされた機会均等化調整金の制度及び固定額の制度は廃止し、寄附の公開基準（40,000 マルク超）も従前の規定（20,000 マルク超）に戻すことになった。主な改正は以下のとおりである⁽⁵⁶⁾。

- ① 政党は、その資金を専ら基本法及び政党法が政党に義務付ける任務を遂行するために用いることを明示した（第 1 条第 4 項の追加）。
- ② 毎年の国庫補助総額に絶対的上限を設けた（上限額は 2 億 3000 万マルク⁽⁵⁷⁾）。また、各政党が受領できる国庫補助総額は、自己収入までとする相対的上限を明確かつ厳格な規定として設けた⁽⁵⁸⁾（第 18 条）。同時に各州議会及び欧州議会選挙に対する選挙運動

(52) BVerfGE 85, 264

(53) Sechstes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes und anderer Gesetze vom 28. Januar 1994 (BGBl. I S. 142)

(54) 連邦憲法裁判所は、1992 年の判決において、1966 年の誤った判決（前掲注(14)）を修正することで 1958 年の最初の政党国庫補助に関する判決の立場に回帰し、直接的国庫補助は、実態としては選挙運動費用補助から政党の部分的な基礎的資金に発展し、固定額制度はこの発展の最終段階であったとしてこの転換を正当化した。Boyken, *op.cit.*(6), S.145-146.

(55) 連邦憲法裁判所は、民主的な政治的意思形成は国民から国家機関に向かって行われるもので、その逆であるとはならないとして、1966 年判決が提示した「政党の国家からの自由の原則」を受けて、政党は「国家から疎遠（Staatsferne）」なものでなければならないとした。そして、国庫から政党の日常的活動に対する補助は「部分的補助」のみが許容されるとしたのである。*ibid.*, S.147. また、第 6 次政党法改正の背景にあった 1990 年代におけるドイツの政党不信の構図については、大曲薫「ドイツ連邦議会選挙と政党不信」『レファレンス』528 号、1995.1, p.67 以下を参照のこと。

(56) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 12/5774 (Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU, SPD und F.D.P.: Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes und anderer Gesetze), 1993.9.28. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/12/057/1205774.pdf>> 第 6 次政党法改正の背景と概要、そして問題点については、加藤 前掲注(22), pp.155-190; 上脇 前掲注(9), pp.214-227, 292-323 が詳しい。また、大曲薫「欧米の企業献金規制の動向」『レファレンス』579 号、1999.4, pp.62-66 も参照のこと。

(57) 1989 年から 1992 年までの選挙運動費用補助金、機会均等化調整金、固定額、州議会選挙の補助金及び欧州議会選挙の補助金の年平均額の合計であり、連邦憲法裁判所が判決で提示した金額である。加藤 同上, p.161. 1994 年から適用されるこの絶対的上限は、1992 年及び 1993 年の物価上昇分を反映しないため、政党側は、次の選挙後の 1999 年に引き上げることを想定していたとされている。Boyken, *op.cit.*(6), S.187.

(58) 1992 年の判決を受けての相対的上限の議論については、上脇 前掲注(9), pp.353-357 を参照のこと。

費用補助も統合した国庫補助の制度に移行した。ただし、州議会選挙での各政党の得票に見合う補助は、1票当たり1マルクを政党の州支部に交付することを定め、州支部の財政上の自律性を確保した（第19条）。

- ③ 通常の物価上昇等に伴う絶対的上限額の調整のために、連邦大統領が任命する独立の専門家委員会が、毎年、「政党に典型的な支出」に係る商品及び役務の市場価格（Warenkorb）を調査し、政党にとって重要な支出に係る物価上昇（Preissteigerung）を確定してその結果を連邦議会議長に報告すること、また別途国庫補助の構造及び金額の大きな変更を要する場合には専門家委員会が連邦議会に勧告を行うこととした（第18条）。
- ④ 受給要件は、連邦議会選挙で0.5%又はいずれかの州の州議会選挙で1%の得票率のあった政党とする。国庫補助の各政党への配分は、得票数、党費・寄附を基準として行う。受給要件を満たした政党は、500万票までは1票当たり1.3マルク、500万票を超えると1票当たり1マルクを受領する。次に、各政党が受領した6,000マルクまでの自然人の党費・寄附1マルク当たり0.5マルクを交付する⁽⁵⁹⁾（以上、第18条）。政党の努力と無関係に有権者数に単位額を乗じて決定する総額を得票率に応じて配分する仕組みから、各政党の集票努力、党費及び自然人の少額の寄附の収集努力に基づく補助の仕組みに改正した。
- ⑤ 自然人の3,000マルクまでの政党への党費・寄附に50%の税額控除（所得税法第34g条）、3,000マルク超から6,000マルクまでの党費・寄附は所得控除を受けることができる（所得税法第10b条）。税の優遇制度は、直接的国庫補助制度と連動し、党費及び自然人の寄附を促進する仕組みを採用した。企業等団体の政党に対する寄附への税制上の優遇措置は廃止した。ただし、企業等団体の職業団体への会費等の出捐は、これまでどおり税の控除の対象となるが、職業団体がその収入の10%超を政党へ寄附した場合は、50%の追徴税⁽⁶⁰⁾を課すことを規定した（法人税法第5条）。
- ⑥ 寄附の公開基準を20,000マルク超に引き下げ（第25条）、寄附収入を自然人の寄附と企業等団体の寄附に分離して報告するなど透明性を向上させた（第24条）。

7 第7次政党法改正（1999年）

1995年に連邦大統領が招集した独立専門家委員会による物価上昇に伴う政党の経費の増加

(59) 1985年の国法学者大会で「政党が集めた党費・小口寄附の額に応じて国庫から補助が与えられる「ペア・システム」を導入すべきであるとの報告」があった（本 前掲注(46), p.88.）とされているが、第6次政党法改正は、この「ペア・システム」と所得税法第34g条を組み合わせ、一方で法人税の優遇措置を廃止することによって、党費と少額の個人献金を促進しようとするものであった。その原型は、ウォーターゲート事件を受けた1970年代のアメリカの政治資金規正改革で導入されたマッチング・ファンドである。大曲 前掲注(43), pp.66-73. ナスマッハー（Karl-Heinz Nassmacher）は、ドイツが現在の政治資金の仕組みを構築するのに、1959年から35年もの年月を要したとし、その構造は、カナダの税額控除制度、アメリカのマッチング・ファンド、欧州大陸諸国の一律の国庫補助の組み合わせであるとしている。Karl-Heinz Nassmacher, "Political Finance in West Central Europe (Austria, Germany, Switzerland)", Karl-Heinz Nassmacher ed., *Foundations for Democracy: Approaches to Comparative Political Finance*, Baden-Baden: Nomos, 2001, p.101.

(60) 他の公益団体と同じく、業界団体等の職業団体は政治活動を行うことができ、政治活動の中には政党への寄附も含まれる。職業団体が、転送を前提にして企業等から寄附を受け、政党に寄附することは禁止であるが、一般的な会費収入等から政党に寄附することは可能である。この制度は、1954年の税制改正以前から存在しており、職業団体の収入のうちどの程度まで寄附できるのか、一定程度を超えた場合の制裁措置をどうするかが、大きな問題であった。委員会審査では特に追徴税率が問題となり、SPDは、これだと追徴税を支払っても結果的に優遇を受けられてしまうとして81.82%というさらに高い追徴税率を強く主張したが、CDU/CSU及びFDPがこれを拒否した。Boyken, *op.cit.*(6), S.249-250.

に関する諸報告及び引上げの勧告を受けて、1999年2月17日に制定された⁽⁶¹⁾。絶対的上限額を2億3000万マルクから2億4500万マルクに1998年に遡及して引き上げた(第18条第2項)。絶対的上限額は、1991年から2億3000万マルクのまま変わっておらず、政党の経費節減、資金調達努力も限界に来ているというのが提案理由であった⁽⁶²⁾。

8 第8次政党法改正(2002年)

1999年11月に発覚したコール(Helmut Kohl)前首相(当時)の不正献金受領事件、2002年3月に発覚したSPDケルン支部の不正献金受領事件をきっかけに、政党法の規定する寄附の規正と公開の制度、法令遵守を担保する罰則の仕組みが機能していないことが明らかになったこと⁽⁶³⁾、また金額の表示をマルクからユーロに全面改訂する必要性から、2002年6月28日に大規模な改正を行った⁽⁶⁴⁾。主な改正は、以下のとおりである⁽⁶⁵⁾。

- ① 絶対的上限額は、1億3300万ユーロ(約2億6000万マルクに相当)⁽⁶⁶⁾に引き上げた。同時に、通常の物価上昇等に伴う絶対的上限額の調整は、まず連邦大統領が任命する独立の専門家委員会が政党に典型的な支出に係る商品及び役務の市場価格の調査結果を確定して連邦議会議長に報告し、その後は、この報告に基づき連邦統計局長官が政党に典型的な支出に係る物価指数(「政党指数」Parteien-Index)を連邦議会に報告し、連邦議会が絶対的上限額を決定する仕組みに改めた。また、上記の調整では対応できない国庫補助の構造の変動が生じた場合は、連邦議会の求めに応じて新たに独立の専門家委員会を任命する制度に改めた(以上、第18条)。
- ② 国庫補助の支給基準の単位額を改正し、得票見合い分は400万票まで1票当たり0.85ユーロ、400万票超は1票当たり0.7ユーロ、出捐(自然人の寄附・党費・議員分担金)見合い分は1ユーロ当たり0.38ユーロとした。州議会選挙の結果に基づく出捐見合い分の受給要件を厳しくし、「3つの州の州議会選挙で0.5%又は1つの州で5%」とした。また、相対的上限を算出する際の収入の項目から「その他の収入」を除外し、根拠を明確にした(以上、第18条)。
- ③ 寄附の規正の面では、現金による寄附は1,000ユーロまで、公的資本の参加が25%超の企業の寄附の禁止、自治体レベルの議会党派・グループの寄附の禁止、見返りを期待しての寄附は事後も禁止とし、寄附の公開基準は年間10,000ユーロ超とした。また、1件当たり50,000ユーロ超の寄附は遅滞なく連邦議会議長に報告し、公表する規定も設けた(以上、第25条)。
- ④ 会計報告の面では、収入の項目を細分化し、第4次政党法改正で党費の項目に統合した

(61) Siebtes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 17. Februar 1999 (BGBl. I S. 146)

(62) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/41 (Gesetzentwurf der Fraktionen SPD, CDU/CSU, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN und F.D.P.: Entwurf eines...Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes), 1998.11.17, S.3. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/14/000/1400041.pdf>>

(63) 1983年の第4次政党法改正によって設けられた罰則は、比較的害のない制裁の補強(eher harmlose Sanktionsbewehrung)だったとされている。Boyken, *op.cit.*(6), S.48.

(64) Achstes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 28. Juni 2002 (BGBl. I S. 2268)

(65) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/8778 (Gesetzentwurf der Fraktionen SPD, CDU/CSU, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN und FDP: Entwurf eines Achten Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes), 2002.4.16. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/14/087/1408778.pdf>> 第8次政党法改正の背景、概要及びその評価については、加藤 前掲注(22), pp.191-213に詳しい。改正の背景となった事件の概要及び各条項の詳細な解説として、戸田典子「続発する不正献金事件と政党法改正」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.185-193がある。

(66) 加藤 同上, p.204.

「議員分担金」の項目を再び独立させ、「企業活動・出資による収入」の項目を設け、会計報告書の記載方式は商法（Handelsgesetzbuch）の規定を準用することを規定した（第24条）。また、「貸借対照表」の規定を追加し、取得価格が5,000ユーロ以上の資産を記載することを定めた（第28条）。

- ⑤ 連邦議会議長の会計報告書の検査の権限を拡充し、会計報告書に問題がある場合は、政党から事情を聴取し、それでも疑問が解消しない場合は当該政党と協議して自ら選定した経済監査士等に検査を委託することができるとする規定を設けた（第23a条）。
- ⑥ 第6章に4条からなる罰則規定を新設（第31a条、第31b条、第31d条）又は一部移行させて（第31c条）整備した。これによって会計報告書に不実の記載をした者や不正な検査報告を行った者等には自由刑又は罰金刑を科すことができるようになった。これまで第6章にあった「違憲政党禁止の執行」の規定は第7章に移行した。

9 第9次政党法改正（2004年）

第8次政党法改正によって、会計報告書の作成方法を厳格化したが、2年を経て実情に合わない部分があること、また、2004年10月に連邦憲法裁判所が、2005年から発効予定であった州議会選挙の結果に基づく出捐見合い分の受給要件を違憲としたため⁽⁶⁷⁾、2004年12月22日に改正を行った⁽⁶⁸⁾。主な改正は以下のとおりである⁽⁶⁹⁾。

- ① 連邦憲法裁判所の判決に従って、第8次政党法改正の第3条による改正（「3つの州で0.5%又は1つの州で5%」とする出捐見合い分の受給要件の引上げ）を「1つの州で1%」とする従前の規定に戻した（第18条）。
- ② 通常物価等の上昇に伴う絶対的上限額の調整の基礎となる政党指数を、消費者物価指数（比重70%）及び賃金指数（比重30%）から連邦統計局長官が機械的に算出する方法に改め、連邦大統領の任命する独立の専門家委員会は関与しないものとした。さらに、国庫補助の構造に変動が生じた場合に連邦議会の求めに応じて独立の専門家委員会を任命するとしていた規定を削除し、連邦大統領は政党財政の問題に関する独立の専門家委員会を任命することができるとする規定に改めた（以上、第18条）。
- ③ 会計報告書の作成方式については、カメラル式⁽⁷⁰⁾の意味（kameralistischen Sinn）を恣意的に解釈できる余地をなくし、収入と支出の結果を統合した会計報告（Ergebnisrechnung）と資産の貸借対照表（Vermögensbilanz）を結合させた複式簿記（doppelte Buchführung, Zwei-Komponenten-Verbundrechnung）を採用することを明確に規定した（第24条第1項第1文の改正及び第7項第1号の削除⁽⁷¹⁾）。その際、大企業に適用する厳格な複式簿記

(67) BVerfGE 111, 382

(68) Neuntes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 22. Dezember 2004 (BGBl. I S. 3673)

(69) Deutscher Bundestag, Drucksache, 15/4246 (Gesetzentwurf der Fraktionen SPD, BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN und FDP: Entwurf eines Neunten Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes), 2004.11.23. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/15/042/1504246.pdf>>

(70) ドイツの伝統的な国家、地方公共団体及び公企業の簿記形態を指す。改正前は、会計報告書の記載方式をカメラル式簿記と複式簿記の混在した独特の方式としていた（戸田 前掲注(65), p.190.）。

(71) 公式の立法の提案理由では、複式簿記に移行したことを明確にしたとある。しかし、政党法のコンメンタールでは、会計報告書が、実際には収入計算書、支出計算書及び貸借対照表で構成されている点では改正前と同じであり、内容的には複式簿記に近づいたものの、立法者はカメラル式簿記又は複式簿記のいずれかにすることを明確に決定せず、両方の簿記の方式を相互に結びつけた「混合式（Mischstil）」としたと評価されている。その理由は、収入計算書と支出計算書は複式簿記では用いられずカメラル式簿記の中心的構成要素である一方で、貸借対照表はカメラル式簿記には存在せず複式簿記に典型的なものだからである（“Parteiengesetz: Erläuterungen,” *op.cit.*(21), S.84.）。

に関する商法の規定（第 264 条及び第 265 条）は政党には適用せず、政党の会計報告書作成の実情に合わせて柔軟に商法の基準を適用することを可能にする改正を行った（第 24 条第 1 項第 2 文及び第 2 項）。併せて、収入の概念の規定を厳格化し（第 26 条第 1 項）、支出の概念規定を設けた（第 26a 条の追加）⁽⁷²⁾。

10 政党法及び議員法の改正（2011 年）

2011 年 8 月 23 日に制定された⁽⁷³⁾。2002 年から 1 億 3300 万ユーロに据え置いてきた絶対的上限額を 1 億 4190 万ユーロ（2011 年）、1 億 5080 万ユーロ（2012 年）と段階的に引き上げ、2013 年以降は、連邦統計局長官が、毎年 4 月 30 日までに前年の政党指数の上昇率を連邦議会議長に報告し、議長は上昇率を反映した絶対的上限額を 5 月 31 日までに連邦議会印刷物において公開するとした（第 18 条）。これによって、絶対的上限額は、毎年、政党指数を反映した金額に調整する制度に移行した⁽⁷⁴⁾。

また、これまで各政党への補助額の確定に当たって、まず絶対的上限内で配分し、次いで相対的上限内であるかどうか確定するとしていたが、この順序を逆転させる改正も行った（第 19a 条）⁽⁷⁵⁾。これにより、小政党が相対的上限に達して受領しなかった資金は国庫に返納されず、他の政党への配分に振り向けることになった。立法の理由としては、政党の自己資金調達の見直しを重視すべきことを挙げている⁽⁷⁶⁾。

11 第 10 次政党法改正（2015 年）

2013 年 12 月 18 日の連邦議会議長の指摘及び勧告⁽⁷⁷⁾を受けて 2015 年 12 月 22 日に改正された⁽⁷⁸⁾。とりわけ、連邦統計局長官から報告を受ける毎年の政党指数の上昇を受けて、直接的国庫補助の交付の基準である、各政党が得た 1 票当たりの単位額及び党費・寄附等の出捐として受領した 1 ユーロ当たりの単位額を引き上げ、後者の単位額については政党指数の上昇に適應する仕組みに改める緊急の必要性があったこと、それに加えて「ドイツのための選択肢 (AfD)」が相対的上限の適用を回避するために事業収入を過大に報告しており、こうした制度の乱用を防止するために改正を行った⁽⁷⁹⁾。主な改正は、以下のとおりである⁽⁸⁰⁾。

- ① 会計報告書の提出義務を厳しくし、連邦議会議長は、未提出の政党に強制金（500 ユーロから 10,000 ユーロまで）を科すことができることとし（第 38 条第 2 項）、6 年間会計報

(72) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(69), S.6-7.

(73) Zehntes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes und Achtundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Abgeordnetengesetzes vom 23. August 2011 (BGBl. I S. 1748)

(74) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/6291 (Gesetzentwurf der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN: Entwurf eines ... Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes und eines ... Gesetzes zur Änderung des Abgeordnetengesetzes), 2011.6.28. <<https://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/17/062/1706291.pdf>>

(75) *ibid.*

(76) "Parteiengesetz: Erläuterungen," *op.cit.*(21), S.79.

(77) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/100 (Unterrichtung durch den Präsidenten des Deutschen Bundestages: Bericht über die Rechenschaftsberichte 2010 und 2011 der Parteien sowie über die Entwicklung der Parteienfinanzen gemäß § 23 Absatz 4 des Parteiengesetzes), 2013.12.18. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/18/001/1800100.pdf>>

(78) Zehntes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 22. Dezember 2015 (BGBl. I S. 2563)

(79) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 18/10710 (Unterrichtung durch den Präsidenten des Deutschen Bundestages: Bericht über die Rechenschaftsberichte 2012 bis 2014 der Parteien sowie über die Entwicklung der Parteienfinanzen gemäß § 23 Absatz 4 des Parteiengesetzes), 2016.12.22, S.6. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/18/107/1810710.pdf>>

(80) 渡辺富久子「【ドイツ】政党法の改正」『外国の立法』No.266-2, 2016.2. pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9851744_po_02660206.pdf?contentNo=1> に概要の紹介がある。

告書を提出しなかった場合は、政党としての法的地位を失うものとした(第2条第2項)⁽⁸¹⁾。

- ② 従来は、10,000ユーロを超える寄附及び議員分担金は公開の対象となっていたが、これに党費を含めることとした(第25条)。
- ③ 党員か否かを問わず、通常の方法によって、政党に現物、労働又は役務の給付(ポスター貼りやビラの頒布等)を行った場合はこれを収入とせず(第26条)、一方で、政党が党員等に役務等の給付の対価として約束した報酬の一部又は全部を返納又は放棄することを取り決めている場合は、これを寄附とすることを規定した(第27条)。
- ④ 相対的上限の基準となる自己収入を水増しするために、利益を得る意図がなく、調達した価格で商品を販売するなど、政党による恣意的な事業収入の金額操作ができないように、事業収入は支出分を差し引いた残額を計上する方法に改めた(第19a条第4項)。
- ⑤ 政党の得票見合い分の単位額を0.83ユーロ(400万票までは1ユーロ)、党費・寄附等の出捐見合い分の単位額を0.45ユーロに引き上げ、得票見合い分の単位額に限っては、絶対的上限額と同じく、毎年、政党指数に基づいて引き上げる制度に改めた⁽⁸²⁾(第18条)。
- ⑥ 違法に受領した寄附等は、連邦議会議長に転送され、議長団の合意の下で慈善団体等に取り渡すことができるとしていた。しかし、この方法は、引渡し先の決定が政治的及び法的なコントロールという点で充分ではなく、時代に合っていないという指摘⁽⁸³⁾があり、今後は国庫に納めることにした(第31c条)。

12 憲法敵対的政党を政党国庫補助から除外するための法律(2017年)

2017年1月17日の連邦憲法裁判所の判決は、極右政党の国民民主党(NPD)の違憲性を認め、政党禁止とするためには、当該政党が違憲に当たる目標を実現する可能性があるという重みのある具体的根拠が必要であると判示した⁽⁸⁴⁾。

この判決を受けて、2017年7月に、政党禁止にいたるほどの自由で民主的な基本秩序を脅かす現実的な具体的根拠がない場合でも、政党禁止の手續に準じる連邦憲法裁判所の決定によって当該政党を国庫補助の対象から除外できるとする基本法第21条第3項及び第4項の追加が行われ⁽⁸⁵⁾、この改正を具体化するために政党法も改正された⁽⁸⁶⁾。連邦憲法裁判所法第46a条に基づく決定があった場合には、政党の禁止の場合と同じく、当該政党を部分的国庫補助から除外すると規定した(第18条)。合わせて所得税法、法人税法等を改正し、税制上の優遇措置からも除外した(所得税法第10b条、34g条、法人税法第5条)⁽⁸⁷⁾。

(81) 直接的国庫補助の交付対象外であって、会計報告書を提出しない政党は、違法な寄附を受けていても調査することが実際上困難であったこと、政党法上の義務を果たさなくても、党費・寄附等に税の控除を受けることができる制度になっていたことが適切ではないと、2013年の勧告でも指摘されており、それを受けた改正である。

Deutscher Bundestag, *op.cit.*(77), S.6.

(82) 2013年の連邦議会議長の報告は、2011年の政党法及び議員法の改正により、絶対的上限額は引き上げたが、得票及び党費・寄附等の出捐見合いの単位額を据え置いたため、実際の補助総額が絶対的上限額に達しない可能性があり、その対応が必要であると指摘していた。 *ibid.*, S.6.

(83) *ibid.*, S.7.

(84) BVerfGE 144, 20; 渡辺富久子「【ドイツ】極右政党NPDの禁止に関する連邦憲法裁判決」『外国の立法』No.271-1, 2017.4, p.14-15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322295_po_02710107.pdf?contentNo=1>

(85) 寺倉憲一「ドイツの極右政党禁止をめぐる連邦憲法裁判所判決と基本法改正—政党禁止のアポリアとヨーロッパ人権条約を通じた統制—」『レファレンス』837号, 2020.10, pp.35-65.

(86) Gesetz zum Ausschluss verfassungsfeindlicher Parteien von der Parteienfinanzierung vom 18. Juli 2017 (BGBl. I S. 2730)

(87) 泉眞樹子「【ドイツ】違憲政党を政党助成制度から排除するための憲法等改正」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, p.28. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978303_po_02730112.pdf?contentNo=1>; Deutscher Bundestag, *Drucksache*,

なお、この2017年の法律によって追加された連邦憲法裁判所法第46a条は、連邦議会、連邦参議院又は連邦政府による基本法第21条第3項に基づく決定を求める申立てに理由があると確定した場合は、当該政党に加えて、当該政党の代わりに同一の活動を継続することを企図した代替政党（Ersatzparteien）も含めて政党法第18条が定める国庫補助から6年間除外（更新も可）すると規定した。

13 政党法及びその他の法律を改正する法律（2018年）

これまで絶対的上限額は、2012年の1億5080万ユーロを基準とし、政党指数に基づき毎年調整され、2017年の絶対的上限額は約1億6180万ユーロとなっていた。一方、2018年2月に確定した2017年分の各政党の交付申請総額は約1億8871万ユーロで、絶対的上限額を約2700万ユーロ上回ったため、各政党は割当分を比例的に縮減した金額を受領することになった。これは、2015年の第10次政党法改正による各政党の得票及び党費・寄附等の出捐見合い分の単位額の引上げに、投票率の上昇（2009年：70.8%、2013年：71.5%、2017年：76.2%）という要因が重なったために生じた⁽⁸⁸⁾。

2018年7月10日に制定された改正法⁽⁸⁹⁾では、各政党の交付申請総額が絶対的上限額を上回るという状況を解消するため、2019年（2月15日）までに確定させる（die im Jahr 2019 vorzunehmende Festsetzung）2018年支給分の絶対的上限額を実態に合わせて一気に1億9000万ユーロまで引き上げ、これを基準額とし、2019年以降は政党指数に基づいて、毎年調整することとした（第18条第2項⁽⁹⁰⁾）。なお、1994年以降の絶対的上限額の推移は、表1のとおりである。

表1 絶対的上限額の推移

支給年	絶対的上限額	支給年	絶対的上限額
1994-1997年	2億3000万マルク (約1億1760万ユーロ)	2014年	1億5673万7599ユーロ
		2015年	1億5924万5400ユーロ
1998-2001年	2億4500万マルク (約1億2530万ユーロ)	2016年	1億6051万9363ユーロ
		2017年	1億6180万3517ユーロ
2002-2010年	1億3300万ユーロ	2018年	1億9000万ユーロ
2011年	1億4190万ユーロ	2019年	1億9361万ユーロ
2012年	1億5080万ユーロ	2020年	1億9748万2200ユーロ
2013年	1億5411万7600ユーロ		

(出典) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/19420 (Unterrichtung durch den Präsidenten des Deutschen Bundestages: Bericht des Statistischen Bundesamtes gemäß § 18 Absatz 2 Satz 4 des Parteiengesetzes über die Entwicklung des Preisindex der für eine Partei typischen Ausgaben (Parteien-Index) für das Jahr 2019: Veröffentlichung der sich aus der mitgeteilten Steigerung ergebenden Summe der absoluten Obergrenze für die staatliche Teilfinanzierung politischer Parteien für das Jahr 2020 (§ 18 Absatz 2 Satz 5 des Parteiengesetzes)), 2020.5.20. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/19/194/1919420.pdf>> を基に筆者作成。

18/12358 (Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und SPD: Entwurf eines Gesetzes zum Ausschluss verfassungsfeindlicher Parteien von der Parteienfinanzierung), 2017.5.16. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/18/123/1812358.pdf>>

(88) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/2509 (Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und SPD: Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Parteiengesetzes und anderer Gesetze), 2018.6.5, S.5-7. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/19/025/1902509.pdf>>

(89) Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes und anderer Gesetze vom 10. Juli 2018 (BGBl. I S. 1116)

(90) 泉眞樹子「【ドイツ】政党への国庫補助金支給額に関して政党法等を改正する法律」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, p.27. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11165035_po_02770113.pdf?contentNo=1>

また、2020年の得票見合い分の単位額は、0.86ユーロ（400万票までは1.05ユーロ）である⁽⁹¹⁾（党費・寄附等の出捐見合い分の単位額には政党指数による調整はない）。

IV 現行法の概要

2020年6月改正時点で、政党法は全8章から成る。各章の見出しと主な内容は表2のとおりである。

表2 政党法の各章の見出しと主な内容

見出し	主な内容
第1章 総則（第1条～第5条）	政党の憲法上の地位及び任務、定義、当事者適格、名称、平等の取扱い
第2章 内部秩序（第6条～第16条）	党則・綱領の要件、党則・綱領及び役員の名・役職などの届出義務、党大会・理事会・仲裁裁判所などの機関の必置、党員の権利、議決方法及び役員選出などの意思決定方法、党内紛争の処理方法
第3章 候補者の推薦（第17条）	候補者推薦における秘密投票の義務付け
第4章 国庫補助 （第18条～第22条）	一定の要件を満たす政党に対する国庫補助
第5章 会計報告 （第23条～第31条）	会計報告書提出の義務付け、収入及び支出の定義、寄附の公開・受領に対する制限、会計報告書の検査
第6章 不実の会計報告書に対する手続 及び刑罰規定 （第31a条～第31d条）	違反行為に対する制裁としての国庫補助の返還及び刑罰等
第7章 違憲政党禁止の執行 （第32条～第33条）	違憲宣告を受けた政党に対する措置
第8章 末尾規定 （第34条～第41条）	党則の届出義務及び会計報告書の提出義務違反に対する制裁等

（出典）Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 31. Januar 1994 (BGBl. I S. 149), das zuletzt durch Artikel 13 der Verordnung vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1328) geändert worden ist <<https://www.gesetze-im-internet.de/partg/>> を基に筆者作成。

1 第1章 総則（第1条～第5条）

政党の憲法上の位置付けを再確認し、政党の定義を行う等の総則的な規定があり、制定以来大きな改正はない。

第2条第1項は、政党の主観的要件として、連邦又は州において政治的意思形成に影響を及ぼす継続的な努力をし、かつ、連邦議会又は州議会において国民を代表することに協力することを規定し、同条第2項は主観的要件を補完する客観的な要件として、連邦議会選挙及び州議会選挙に6年間候補者を立てなかった場合又は6年間会計報告書を提出しなかった場合には、

(91) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 19/19420 (Unterrichtung durch den Präsidenten des Deutschen Bundestages: Bericht des Statistischen Bundesamtes gemäß § 18 Absatz 2 Satz 4 des Parteiengesetzes über die Entwicklung des Preisindex der für eine Partei typischen Ausgaben (Parteien-Index) für das Jahr 2019: Veröffentlichung der sich aus der mitgeteilten Steigerung ergebenden Summe der absoluten Obergrenze für die staatliche Teilfinanzierung politischer Parteien für das Jahr 2020 (§ 18 Absatz 2 Satz 5 des Parteiengesetzes)), 2020.5.20, S.1. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/19/194/1919420.pdf>>

政党の法的な地位⁽⁹²⁾を失うと規定する⁽⁹³⁾。直接の国庫補助の受給要件は、別に第18条で定めており、第2条の政党要件を満たす団体は、綱領及び党則の提出義務、組織構成、意思決定の仕組み、党員の権利などの内部秩序、寄附等に対する税の優遇措置や会計報告書の提出義務について政党法上の各種規定の適用対象となる⁽⁹⁴⁾。

2 第2章 内部秩序（第6条～第16条）

党の組織の構成と意思決定の方法、党員の権利等の規定があり、制定以来大きな改正はない。

第10条では、党員の権利について定めており、除名を始めとして党員に紀律措置を行う場合の手続と条件を定め、恣意的な権利の剥奪から党員を保護する規定のほかに党費の支払を表決権付与の要件とするなど党と党員の関係に関して規定している。

第11条は党の執行機関である理事会についての規定である。ドイツにおいて政党の党首に当たる職は、各党の連邦レベルにおける理事会の議長である。政党及び地域支部の執行部に当たる理事会は必置機関と定められ、その構成員は、少なくとも2年に1回は選挙されるものとされている。また、第9条は、同じく必置機関である党大会を党の最高機関とし、少なくとも2年に1回は開催するものとし、理事会の構成員等を選挙する権限を付与している。従って、連邦レベルの理事会の議長たる党首は、党大会によって選出されなければならない⁽⁹⁵⁾。また、第15条は、機関における意思形成の手続を定め、単純多数決による決定を原則とするが、党則では特別多数決を採用することもできること、少数派の提案の尊重義務も規定している。

第2章で重要な点は、党の組織、構成、意思決定の方法、党員の権利等の規定を置き、これらの規定に罰則はないものの、第6条において、第1章第4条の政党の名称の他に第2章に規定する主な条項の内容を党則に盛り込むことを義務付け、この党則を連邦選挙長へ提出することを義務付けていることである⁽⁹⁶⁾。連邦選挙長には、党則の内容を審査し、又は修正を求める権限はないが、政党の理事会が、党則の提出義務に違反した場合は、第38条第1項によって連邦選挙長は強制金を科すことができる。また、党則は、一般に公開することになっており、これによって政党の本質的要素の公開性（Öffentlichkeit）を保障し、党内民主主義の実効性を確保することを図っている。また、第6条第2項第11号は、第9条第3項を受け、党の解散又は合併の決定について、党則において党大会での議決と党員の直接投票による承認という2段階の手続を定めることを求めており、直接民主主義的要素を加えていることも党内民主主義

(92) 基本法第21条の制定によって「国家組織の部分となったのではなく、従って公法人として形成せらるべきではない。むしろその自由な利益社会的基本性格は固持しなければならない。政党は民法上の社団法人の法律形態をハッキリさせねばならない」と政党法を審査した内務委員会の報告書は説明している。土屋 前掲注(27), p.107. ここでいう政党の法的な地位は政党法、選挙法等の適用を受ける地位という意味であり、また、実際にも「政党を設立するのは、(市)民法上の法律行為による。政党は、伝統的には「権利能力なき社団」として結成されてきた」とされている。山岸喜久治「ドイツ憲法と議会制民主主義」『人文社会科学論叢』28号, 2019.3, p.79.

(93) Ipsen(Hrsg.), *op.cit.*(22), S.9. また、上脇 前掲注(9), pp.93-99も参照のこと。

(94) 井田俊輔「諸外国の政党関係法制(二)ードイツにおける政党関係法制ー」『選挙時報』54巻9号, 2005.9, p.25. 同論文は、ドイツの政党関係法制を分かりやすく全体的にまとめた、比較的最近では数少ない業績であり、政党法本文の翻訳に当たっても法律上の用語等を参照した。

(95) 宮畑建志「政党リーダーの選び方ー諸外国主要政党の党首選出手続を中心にー」『レファレンス』739号, 2012.8, p.86. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3525595_po_073903.pdf?contentNo=1>

(96) 連邦選挙法第18条第2項では、連邦選挙委員会(Bundeswahlausschuß)が政党資格を確認した場合に限り、政党として候補者推薦を届け出ることができると定められている。政党資格の確認は、政党法第6条によって提出され、常に連邦選挙委員会の委員長である連邦選挙長の手元に備え付けられる党則及び綱領によって行われる。“Parteiengesetz: Erläuterungen,” *op.cit.*(21), S.42.

の観点では重要な規定である⁽⁹⁷⁾。

もう1つ重要な点は、第14条において各政党は、政党と地域支部や個々の党員との紛争、党則の解釈、適用に関する意見の相違と紛争を自主的に解決するために、党内に政党仲裁裁判所を設置することを義務付けられていることである。政党仲裁裁判所規則は党大会の議決事項とし（第9条第3項）、その構成員は、政党の役職者等とは重複せず、中立的な人物を最高4年の任期で選挙するとされており、党内民主主義を確保するための要となる位置付けになっている。

3 第3章 候補者の推薦（第17条）

秘密投票で候補者の推薦を決定することを規定したもので、制定以来改正はない。前述のとおり、政党の候補者推薦の手続については、実質的には連邦選挙法で定めている。秘密投票のほかにも、候補者は党員総会又は代議員総会で選挙されなければならないことが同法第21条及び第27条で規定されている⁽⁹⁸⁾。

4 第4章 国庫補助（第18条～第22条）

1994年の第6次政党法改正により、直接的政党国庫補助を選挙運動費用補助の制度から、基本法第21条が政党に義務付け、政党法がその内容を具体的に規定する一般的活動に対する「部分的な」国庫補助という性格の制度に転換し、章名も改められた。

各政党へ交付する国庫補助の額と配分基準については、政党が社会に根差している程度（die Verwurzelung der Parteien in der Gesellschaft）を尺度として用いることとし⁽⁹⁹⁾、各政党の選挙での実績と少額の党費・寄附等の調達実績に直接的に連動する仕組みを採用した。具体的には連邦議会選挙、欧州議会選挙及び州議会選挙での得票数と党費・寄附及び議員分担金から成る出捐額を基に算出することになった。

また、国庫補助が政党の活動を「部分的」に補助する制度であることを保障するため、各政党に対する国庫補助額の合計の上限である絶対的上限と同時に、各政党の国庫補助額は当該政党の自己収入を超えることができないという相対的上限（50%条項）が設けられている。

政党国庫補助の概要は次のとおりである（第18条）。

(1) 補助総額

2018年分の国庫補助の総額は、連邦・州を合わせて1億9000万ユーロ（絶対的上限）とする。絶対的上限は、政党指数を基に毎年引き上げられることになっており、2020年分は、1億9748万2200ユーロである（表1参照）。各政党の請求額の総額が、絶対的上限を上回る場合は、各政党への配分比率に応じて、絶対的上限の範囲内に収まるように減額する。

(2) 受給資格

次のいずれかの要件を満たす政党が、国庫補助を受けすることができる。ただし、連邦憲法裁

(97) *ibid.*, S.40-42.

(98) 1993年10月20日の連邦憲法裁判所判決（BVerfGE 89, 243）では、候補者の推薦が単に党則に違反して行われただけでは選挙法上の問題は生じないが、民主的選挙の人的根拠となっている連邦選挙法第21条及び第27条の規定が守られなければ選挙の瑕疵を根拠付けることになる、とした上で、この区分は、民主的選挙遂行のための放棄できぬ諸前提を確保する一方で、候補者擁立に関する政党の手続を統制かつ判断するのを核心的規定違反に限定することで政党の自律性も守っている、と判示している。加藤 前掲注(22), p.219.

(99) “Die Staatliche Parteienfinanzierung,” 20. Oktober 2017, S.2. Deutscher Bundestag website <https://www.bundestag.de/resource/blob/189364/00049e50b907e0dd5145cfaeb1d0631f/staatl_partei_finanz-data.pdf> 以下において、政党国庫補助制度の仕組みをまとめるに当たっては、主に同資料を参照した。

判所が憲法敵対的政党であると決定した政党及び年度途中で解散した政党は国庫補助から除外する。

- ①直近の連邦議会選挙又は欧州議会選挙において、政党名簿の得票が0.5%以上あった政党
- ②直近のいずれかの州議会選挙において、政党名簿の得票が1%以上あった政党
- ③ある州で名簿提出が認められなかった政党については、選挙区選挙において10%以上の得票があったもの

(3) 配分方法

各政党は、国庫補助として、得票数による配分と出捐額による配分を次のとおり受ける。その補助額は、当該政党が自ら集めた収入額を上限とする（相対的上限）。ただし、上記の(2)③の政党に対しては、出捐額による配分は行わない。なお、得票数による配分の単位額は、政党指数を基に毎年引き上げられる。下記の0.86ユーロ及び1.05ユーロは、2020年分の単位額である。

【得票数による配分】得票数1票ごとに0.86ユーロ（400万票までは1.05ユーロ）

【出捐額による配分】受領した自然人の党費・寄附及び議員分担金1ユーロごとに0.45ユーロ（ただし、自然人1人当たり3,300ユーロまでの出捐のみが算入できる。）

(4) 交付の手続

各政党は、請求年度の9月30日までに国庫補助受給の申請をドイツ連邦議会議長（以下「議長」）に提出する（前年に受給した実績のある政党は不要）。各政党は、請求年度の9月30日までに前年の会計報告書を提出し（3か月の延長可）、議長は、請求年度の12月31日までの各政党の最新の各選挙における得票数、前年の会計報告書に各政党が記載した自然人の3,300ユーロまでの出捐を集計し、毎年、翌年の2月15日までに請求年度における各政党に対する交付額を決定する。

請求年度の翌年に交付額が決定するため、各政党は、前請求年度の受給実績に基づき、請求年度分の分割前払いを受ける。分割前払いは、年4回（2月15日、5月15日、8月15日、11月15日）行い、1回の交付額は総額の25%以内である。分割前払いした総額と請求年度の交付額の差額の清算は、翌年2月15日までの交付額の決定の際に行うことになる。

会計報告書を請求年度の9月30日までに提出しなかった政党は、出捐見合い分の補助の請求権を失い、請求年度の翌年の12月31日までに提出しなかった場合は、得票見合い分の補助の請求権が失効する。

なお、各政党が各州議会選挙での得票に基づいて交付される国庫補助は、1票当たり0.5ユーロを各政党の州支部に交付する。この交付額は、原則として、絶対的上限又は相対的上限による減額の影響を受けず、400万票までは1.05ユーロという上乘せもない。

5 第5章 会計報告（第23条～第31条）

政党要件を満たす各政党は、国庫補助金の受給要件を満たさない場合でも、議長に会計年度の翌年の9月30日までに会計報告書を提出しなければならない（第19a条、第23条）。制定時は、報告の範囲は収入のみであったが、現在では支出や政党資産も含めて報告しなければならない。会計報告書の作成方式については、収入と支出の結果を統合した会計報告と資産の貸借対照表を結合させた複式簿記を採用するものの、大企業に適用する厳格な複式簿記に関する商法の規定は適用せず、政党の会計報告書作成の実情に合わせて柔軟に商法の基準を適用することとしている（第24条）。

会計報告書は、経済監査士等の専門家の検査を受け、その意見書である検査確認書を添付して、議長に提出しなければならず、議長は連邦議会印刷物で公開する。また、議長は、会計報告書が第5章の規定に合致しているかどうか検査する調査権限があり、報告書の記載に誤りがあるという具体的な根拠がある場合は、当該政党及び検査確認書を作成した経済監査士等に説明を求め、それでも納得できない場合は、当該政党の合意の上で、自ら経済監査士を選定して調査させることができる。調査結果は、当該政党の会計報告書に添付し、連邦議会印刷物として公開される。

会計報告書を期限までに提出しない政党には、国庫補助金が支給されないこと（第19a条）、6年間にわたり提出しない政党はその法的地位を失うこと（第2条）は既に述べたが、連邦選挙長は未提出の政党に強制金を科することができ（第38条第2項）、第6章では、不実の会計報告書を作成し、提出した場合について刑事罰まで含めた罰則を整備している。

第25条では、寄附の質的制限を規定し、第1項で1,000ユーロ超の現金による寄附を禁止している。第2項では、連邦議会等の会派の寄附、税の優遇措置を受けている公益団体等の寄附、寄附先の政党を指定する職業団体への寄附、公的機関の出資が25%を超える企業からの寄附、1件500ユーロ超の匿名寄附、経済的・政治的見返りを期待しての寄附、政党から受けた報酬の25%超をキックバックして行う寄附、そして、外国からの寄附を禁止している。ただし、ドイツ人又は欧州連合市民からの寄附、企業でその持分の50%超をドイツ人又は欧州連合市民が有するものや本社が欧州連合加盟国にあるものからの寄附、ドイツに同朋の少数民族がいるドイツ隣国からの寄附であって、ドイツ国内の当該少数民族の政党に対する寄附、外国人による1,000ユーロ以下の寄附等は例外とされている。

同条第3項は寄附の公開基準を規定し、年間10,000ユーロ超の寄附をした者については、その名前、住所及び金額等を会計報告書に記載し、公開の対象となる。また、1件につき50,000ユーロ超の寄附については、遅滞なく議長に報告する必要がある⁽¹⁰⁰⁾、議長は、定期の会計報告を待たず、速やかに連邦議会印刷物で公開することになっているが、届け出に違反しても実際には法的効果は生じず、実効性を確保する手段が充分とは言えないとされている⁽¹⁰¹⁾。

6 第6章 不実の会計報告書に対する手続及び刑罰規定（第31a条～第31d条）

制定時には会計報告書等に関する罰則はなく、1983年の第4次政党法改正で初めて罰則を設け、2002年の第8次政党法改正により罰則規定を強化し、第6章に一括して整備した。

第31a条は、提出した会計報告書の出捐が誤っており、その結果交付する政党国庫補助金が誤って確定した場合に、議長はその確定を取り消し、返還を求めることができることを規定し、第31b条は、議長が会計報告書の検査の際に、誤った記載を確認した場合に、記載した金額の2倍の請求を行うことができることを規定している。

第31c条は、第25条第2項の寄附の質的制限に違反して寄附を受領した場合、受領した金額の3倍、同条第3項の寄附者の公開義務違反には、公開しなかった金額の2倍を請求するこ

(100) 木村志穂「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』878号、2015.9.29、pp.7-9。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9498994_po_0878.pdf?contentNo=1>

(101) “Die Staatliche Parteienfinanzierung,” *op.cit.*(99), S.8-9; Deutscher Bundestag, *op.cit.*(79), S.25-26。遅滞なく報告する必要がある寄附が1件50,000ユーロ超となっていることとその運用を巧みにを行い、実際には寄附を細分化して公開を回避しているケースがあることや、遅滞なく報告しなかった場合の制裁措置が不十分であることが指摘されている。

とができることを規定している。第 25 条第 1 項の 1,000 ユーロ超の現金による寄附の禁止に対して第 31c 条の適用はないが、会計報告書の不実の記載として、第 31a 条、第 31b 条の対象となる。

第 31d 条は、刑事罰の規定であり、故意に収入等を隠匿し、又は会計報告書での公開を回避した場合、故意に提出する会計報告書に誤った記載をし、又はその報告書を提出した場合、故意に寄附の受領者が寄附を分割し、かつ、記帳したか、記帳させた者は、3 年以下の自由刑又は罰金刑を科すと規定している。また、会計報告書の検査士又は検査士の補佐人が、会計報告書の検査結果を誤って報告し、検査報告書に重大な情報の隠匿があるか、内容が誤った承認の確認書を交付した場合も、3 年以下の自由刑又は罰金刑とし、その行為が報酬を得て、又は他者の利得のため若しくは他者に損害を与える意図があった場合は、5 年以下の自由刑又は罰金刑とすることを規定する。

この他、虚偽の会計報告書の記載は、法律上の要件を満たせば刑法典第 263 条及び第 266 条⁽¹⁰²⁾の適用もあり得るとされている。

7 第 7 章 違憲政党禁止の執行 (第 32 条～第 33 条)

制定時は第 6 章に置かれていたが、新たに第 6 章として罰則規定が新設されたため、第 7 章に移行した。違憲判決の執行機関を定め、代替組織の禁止を法律上当然禁止と規定する内容については、制定以降改正はない。

8 第 8 章 末尾規定 (第 34 条～第 41 条)

制定時は第 7 章に置かれていたが、第 8 章に移行した。ここで規定されていた所得税法及び法人税法の改正による寄附に対する税の優遇措置については、多くの重要な改正が重ねられていった。

現在は、政党への党費・自然人の寄附のうち、1,650 ユーロまでが 50% の税額控除、1,650 ユーロ超から 3,300 ユーロまでが所得控除の対象となっている。企業等団体の寄附に対する優遇措置は廃止された。この 3,300 ユーロという金額は、国庫補助の出捐見合いの配分基準の上限と同額であり、直接的国庫補助と間接的国庫補助の両者を結びつけて、党費及び少額の自然人の寄附を制度的に促進する仕組みになっている。

一方で、企業等団体の政党への寄附については、量的な制限はないものの、税制上の優遇措置もなく、国庫補助の配分の基準からも除外されている。ただし、相対的上限の算定の際の自己収入としては算入されるというメリットはある。また、企業等団体の業界団体等への会費としての寄附は、税の優遇の対象となるが、これも業界団体等の資金が直接的又は間接的に政党の支援又は助成に用いられる場合は、当該出捐の 50% の金額の法人税の追徴税が課せられることになる。

おわりに

これまで見てきたように、ドイツの政党法を巡っては、制定後も度重なる連邦憲法裁判所の

(102) 第 263 条は詐欺罪、第 266 条は背任罪についての規定である。Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322) <<https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/>>

違憲判決、そして違憲判決に対抗する連邦議会での立法という連邦憲法裁判所と既成政党側との激しい「攻防」が長期間にわたって続いた。この攻防は、主に直接的及び間接的国庫補助の在り方を巡るものであったが、1992年4月の連邦憲法裁判所の違憲判決を受けて行われた1994年1月の第6次政党法改正により、様々な批判は存在するとしても、「政党国庫補助のシステムは、ここで憲法学的には確かなものとなったとみることができる。その限りで、この点について、政党法に決定的となるような改正はないであろうと期待すべき根拠のある希望が存在する」⁽¹⁰³⁾とされており、実際に、その後は、寄附の規正と罰則など法令執行手段の整備、会計報告のあり方、直接的国庫補助の上限額の調整方法、憲法敵対的政党の国庫補助等からの除外などを巡る改正が主たるテーマとなっており、それぞれ重要な争点を含んではいるが、全体として21世紀になると政党法は制度的には調整期に入ったと言うことができる。

我が国でも政党法を制定すべきか否かについては様々な議論があったが⁽¹⁰⁴⁾、政党助成法（平成6年法律第5号）を始め、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）などを制定し、政党関連法制の整備を図ってきた。

ドイツの政党法については、単一の法律で包括的に政党への規正を行っているという見解があるが、詳細に見ると政党の結社の自由については連邦憲法裁判所法が規定し、選挙の際の候補者の推薦の手續等は実質的に連邦選挙法が規定している。政党法でも綱領や党則は連邦選挙長に届け出、会計報告書の提出先は行政機関ではなく、立法府に属する連邦議会議長になっていることから分かるように、ドイツでは特定の機関が政党の存在と活動を一元的に監督する制度を採用しているわけではない。また、ドイツの政党法が党内民主主義のために内部秩序に関する規定を設けていることもしばしば言及されるが、これについても、政党法は、政党仲裁裁判所を始め原則として党内自治に委ねており、政党法上の罰則は、党則の提出義務を除き、基本的に政党資金の規正への違反に限定されていること、しかも罰則の整備も比較的最近のことであることなども考慮しなければならないだろう。また、ドイツには我が国の政治資金規正法やアメリカの連邦選挙運動法に相当する法律がなく、政治団体一般が取り扱う政治資金の規正制度はないことなど各国において制度整備の方法と範囲に大きな相違があることも忘れてはならない。

ドイツの事例を参考に政党法制を検討するに当たっては、基本法第21条の下で政党を基軸とした政治制度を構想した戦後ドイツにおける政党法のこれまでの歩みと「規正」の実際を客観的に理解した上で行う必要がある。本稿が、その一助となれば、幸いである。

（おおまがり かおる）

（本稿は、筆者が政治議会調査室在職中に執筆したものである。）

（さとう りょう）

(103) Stricker, *op.cit.*(2), S.59.

(104) 我が国での政党法論議をまとめたものとしては、武田美智代「戦後のわが国における政党法論議」『レファレンス』478号, 1990.11, pp.41-61; 平井伸治「諸外国の政党関係法制（一）—概況とわが国の沿革—」『選挙時報』54巻8号, 2005.8, pp.33-46がある。

政党に関する法律（政党法）

Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz)

in der Fassung der Bekanntmachung vom 31. Januar 1994 (BGBl. I S. 149)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
前 専門調査員 政治議会調査室主任 大曲 薫 訳
政治議会課 佐藤 令 訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 内部秩序（第6条～第16条）
- 第3章 候補者の推薦（第17条）
- 第4章 国庫補助（第18条～第22条）
- 第5章 会計報告（第23条～第31条）
- 第6章 不実の会計報告書に対する手続及び刑罰規定（第31a条～第31d条）
- 第7章 違憲政党禁止の執行（第32条～第33条）
- 第8章 末尾規定（第34条～第41条）

<関連法令>

- ドイツ連邦共和国基本法（抄）
- 連邦選挙法（抄）
- 欧州議会選挙法（抄）
- 所得税法（抄）
- 法人税法（抄）

第1章 総則

第1条 政党の憲法上の地位及び任務

- (1) 政党は、自由で民主的な基本秩序の憲法上必要不可欠な構成要素である。政党は、国民の政治的意思形成のために自由で継続的な協力をするることにより、基本法により義務付けられ、かつ、保障された公の任務を遂行するものとする。
- (2) 政党は、特に、世論の形成に影響を及ぼし、政治教育を振興し、及びその発展に尽くし、市民が政治的活動に積極的に参加するための推進力となり、公的責任を担うことのできる有為の市民を育成し、候補者を立てることにより、連邦、州及び地方自治体の選挙に参加し、

* この翻訳は、Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 31. Januar 1994 (BGBl. I S. 149), das zuletzt durch Artikel 13 der Verordnung vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1328) geändert worden ist <<https://www.gesetze-im-internet.de/partg/>> を訳出したものである。併せて、関連法令として、ドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, 以下「基本法」) 第21条、連邦選挙法 (Bundeswahlgesetz) 第49b条、欧州議会選挙法 (Gesetz über die Wahl der Abgeordneten des Europäischen Parlaments aus der Bundesrepublik Deutschland (Europawahlgesetz)) 第28条、所得税法 (Einkommensteuergesetz) 第10b条及び第34g条、法人税法 (Körperschaftsteuergesetz) 第5条を訳出する。訳文中 [] は、訳者が原語を補記したものである。翻訳に当たっては、末尾に掲げた参考文献を中心にして、本稿において引用した翻訳等を参考にさせていただいた。記して感謝したい。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月30日である。

議会及び政府における政治的發展に影響を及ぼし、政党の努力によって策定した政治的目標を国家的意思形成の過程に導入し、国民と国家諸機関の結びつきが常に確固として活性化した状態であるよう力を尽くすことにより、公的生活のあらゆる分野における国民の政治的意思形成に協力するものとする。

(3) 政党は、その目標を政治綱領に明示するものとする。

(4) 政党は、その資金を専ら基本法及びこの法律により義務付けられた任務のためにのみ使用する。

第2条 政党の概念

(1) 政党とは、継続的又は長期にわたって連邦又は州の領域のために政治的意思形成に影響を及ぼし、かつ、ドイツ連邦議会又は州議会において国民を代表することに協力しようとする市民の団体であって、実際の活動状況の全体像、とりわけその組織の範囲及び堅固性、党員の数及び公的社会への進出によって、その目標設定の真摯さが十分に保障されたものをいう。党員は、専ら自然人でなければならない。

(2) 団体が6年間にわたり連邦議会選挙又は州議会選挙のいずれにも自己の候補者推薦をもって参加しなかったときは、当該団体は政党としての法的地位を失う。団体が6年間にわたり第23条に基づく公の会計報告の義務に違反して会計報告書を提出しなかった場合についても同様とする。第19a条第3項第5文は、これを準用する。

(3) 政治団体は、次の場合、政党ではない。

1. その党員又は理事会の構成員の過半数 [Mehrheit] が外国人である場合、又は
2. その本部所在地又は執行部がこの法律の施行区域外にある場合

第3条 能動的及び受動的当事者適格

政党は、自己の名において、訴訟の原告となり、又は被告となることができる。それぞれの最上位地域支部についても同様とする。ただし、党則に別段の定めがあるときは、この限りではない。

第4条 名称

(1) 政党の名称は、既存の政党の名称と明瞭に区別されなければならない、略称についても同様とする。選挙運動及び選挙手続においては、党則に定める名称又は略称のみを用いるものとし、この場合は、付属名称は省略することができる。

(2) 地域支部は、その組織上の地位を付加して政党の名称を用いるものとする。地域支部が付加する付属名称は、政党の名称の次に表示する場合に限り許される。一般的政党活動及び選挙運動の場合には、当該付属名称は省略することができる。

(3) 政党から脱退した地域支部は、当該政党の名称を引き続き使用する権利を失う。新たに選定した名称は、従来の名称に単に付加語を加えただけのものであってはならない。略称についても同様とする。

第5条 平等の取扱い

(1) 公権力の主体が政党に施設を使用させ、又は公の給付を供与する場合には、全ての政党は、平等に取り扱われなければならない。供与の範囲については、政党の重要性に応じて、給付目的達成のために必要最小限の範囲内で段階区分を設けることができる。政党の重要性は、とりわけ前回の国民代表のための選挙結果によって測定される。連邦議会において会派としての勢力を持つ一の政党に対する供与の範囲は、他のいかなる政党への供与と比べても少な

くともその半額以上でなければならない。

- (2) 選挙に関連して公に給付される供与については、第1項の規定は、選挙運動の期間中は、候補者推薦を提出した政党に対してのみこれを適用する。
- (3) 第1項による公の給付については、一定の客観的な、全ての政党が満たさなければならない要件を付すことができる。
- (4) 第4章については、この限りではない。

第2章 内部秩序

第6条 党則及び綱領

- (1) 政党は、成文の党則及び綱領を有しなければならない。地域支部は、その事務を自らの党則によって規制するものとする。ただし、それぞれの直近の上位地域支部の党則に別段の定めがあるときは、この限りではない。
- (2) 党則には、次の事項に関する規定を掲げなければならない。
 1. 政党の名称及び略称が用いられている場合にはその略称、政党の本部所在地並びに活動地域
 2. 党員の入党及び離党
 3. 党員の権利及び義務
 4. 党員に対して採り得る紀律措置及び除名処分（第10条第3項から第5項まで）
 5. 地域支部に対して採り得る紀律措置
 6. 政党の一般的な組織構成
 7. 理事会及びその他の機関の構成及び権能
 8. 第9条による党員総会及び代議員総会の議決に留保される事項
 9. 党員総会及び代議員総会の招集要件、招集形式及び招集期間並びに議決事項の文書作成
 10. 国民代表のための選挙に際し、候補者推薦の提出（署名）の権限を有する地域支部及び機関。ただし、これについて法律に別段の定めがあるときはこの限りではない。
 11. 党大会が第9条第3項による政党若しくは地域支部の解散又は他の政党との合併を議決した場合における党員の直接投票及びその手続。当該議決は、直接投票の結果により、承認を受け、修正され、又は取り消される。
 12. この法律の第5章の諸規定を満たす財政規則の形式及び内容
- (3) 理事会は、連邦選挙長 [Bundeswahlleiter]⁽¹⁾ に次に掲げる事項を届け出なければならない。
 1. 政党の党則及び綱領
 2. 政党及び州支部の理事会構成員の氏名及びその職務
 3. 政党又は州支部の解散

第1文第1号及び第2号に関する変更は、その暦年の12月31日までにこれを届け出なければならない。何人もこれらの資料を連邦選挙長の下で閲覧することができる。これらの資料の謄本は、要求に応じて無料でこれを交付するものとする。

(1) 連邦選挙長は、連邦選挙委員会の委員長であり、法律上の期限を遵守して選挙が実施されることの監督を主な任務としている（“Der Bundeswahlleiter und seine Aufgaben.” Der Bundeswahlleiter website <<https://www.bundeswahlleiter.de/ueber-uns/aufgaben.html>>）。

- (4) その組織が一の州の領域に限定される政党（州政党）については、この法律における政党に関する規定が州本部に適用される。

第7条 構成

- (1) 政党は、地域支部により構成される。各地域支部の規模及び範囲は、党則に規定する。当該地域内の構成は、個々の党員が政党の意思形成に適切な協力をなし得る程度に完備されたものでなければならない。政党組織が一の都市州の領域に限定されている場合には、地域支部を設けることを要せず、この場合は、その組織がこの法律でいう政党である。地域支部間の組織上の連合は、党組織の団体としての可能な構成を著しく妨げない限り、許される。
- (2) 州支部を有しない政党については、州支部に関するこの法律の規定は、当該政党の直下の下位地域支部に、これを適用する。

第8条 機関

- (1) 党員総会及び理事会は、政党及び地域支部の必置機関とする。町村を超えた支部においては、その直近の下位支部の党員総会又は代議員総会によって最高2年の任期で選挙される代議員により構成される代議員総会をもって、党員総会に代えるものとする旨を党則で規定することができる。地域支部を有しない州政党（第7条第1項第4文）は、党員が250人を超える場合には、代議員総会をもって党員総会に代えることができる。代議員総会は、党員が250人を超え、又は広い区域を有する地区支部にもこれを置くことができる。
- (2) 党則は、それぞれの地域支部の意思形成に役立つその他の組織（機関）について規定することができる。これらの組織についてはその内容を党則で明示しなければならない。

第9条 党員総会及び代議員総会（党大会、代表大会）

- (1) 党員総会又は代議員総会（党大会、代表大会）は、それぞれの地域支部の最高機関とする。党員総会又は代議員総会は、上位の地域支部にあつては「党大会」、最下位の地域支部にあつては「代表大会」と称し、党大会に関する以下の規定は、代表大会にもこれを適用する。党大会は、少なくとも2暦年に1回開催するものとする。
- (2) 理事会の構成員、地域支部のその他の機関の構成員及び第11条第2項に規定する範囲に属する者は、党則の定めるところにより代議員総会に所属することができるが、この場合において、その表決権は、党則による代議員総会構成員の総数の5分の1までに限るものとする。
- (3) 党大会は、政党内部における地域支部の権限の範囲内において、党綱領、党則、党費規則、仲裁裁判所規則、解散及び他の政党との合併についての議決を行う。
- (4) 党大会は、地域支部の長、その代理人及びその他の理事会の構成員並びに他の何らかの機関がある場合にはその構成員並びに上位地域支部の機関における代表者を選挙する。ただし、この法律に別段の定めがあるときは、この限りではない。
- (5) 党大会は、少なくとも2年に1回理事会の活動状況について報告を受け、これにつき議決する。当該報告のうち財政に関する部分については、その報告の前に、党大会によって選挙される会計監査員による審査を必要とする。

第10条 党員の権利

- (1) 政党内の所轄機関は、党則の細目規定により、党員の入党について自由に決定する。入党申込みの拒絶は、明示の根拠を要しない。一般的に入党を禁止することは、期限付きのものであっても許されない。判決により被選挙権又は選挙権を喪失した者は、党員になること

ができない。

- (2) 党員及び政党の各機関の代表者は、平等な表決権を有する。表決権の行使は、党則の細目規定の定めるところにより、党員が党費を完納していることを要件とすることができる。党員は、いつでも直ちに離党する権利を有する。
- (3) 党則には、次に掲げる事項について規定しなければならない。
 1. 党員に対して採り得る紀律措置
 2. 紀律措置を正当とする根拠
 3. 紀律措置を命じることのできる党機関

党務から解任し、又は党務就任資格を剥奪する場合には、その議決には理由を付さなければならない。
- (4) 政党は、党員が党則を故意に犯し、又は著しく政党の基本原則若しくは秩序に違反し、かつ、それによって政党に重大な損害を与えた場合に限り、当該党員を除名することができる。
- (5) 除名については、仲裁裁判所規則の定める所轄の仲裁裁判所がこれを決定する。上級審たる仲裁裁判所への控訴は、保障されなければならない。決定は、文書でその理由を付して行わなければならない。直ちに措置することを要する緊急かつ重大な事態の場合には、政党又は地域支部の理事会は、仲裁裁判所の決定があるまでは当該党員の権利行使を差し止めることができる。

第11条 理事会

- (1) 理事会は、少なくとも2暦年に1回選挙されるものとする。理事会は、少なくとも3人の構成員により構成されなければならない。
- (2) 議員及び党の幹部は、その役職又は議席を選挙によって得た場合には、党則の定めるところにより理事会に所属することができる。ただし、第9条第4項の規定により選挙される構成員でないものの比率は、理事会の構成員の総数の5分の1を超えてはならない。政党の党首及び会計責任者は、当該政党に関連する政治財団において党と同様の職務を行うことはできない。
- (3) 理事会は、法律及び党則並びに地域支部の上位機関の議決に基づき、各地域支部を指導し、その事務を処理する。理事会は、民法典第26条第1項第2文及び第3文の規定⁽²⁾により、地域支部を代表する。ただし、党則に別段の定めがあるときは、この限りではない。
- (4) 理事会の議決を執行し、並びに経常的及び特に緊急を要する理事会の事務を処理するために、理事会の内部に業務執行理事会（幹部会）を置くことができる。その構成員は、理事会によって選挙し、又は党則により定めることができる。

第12条 一般党委員会

- (1) 党則の定めるところにより、党の政治上及び組織上の問題の協議又は決定に関して包括的権限を有する一般党委員会及びこれに類似する組織の構成員は、下位の地域支部からもまたこれを選挙することができる。

(2) 民法典（Bürgerlichen Gesetzbuchs）第26条（理事会及び代表）第1項「社团は、理事会を有しなければならない。理事会は、社团を裁判上及び裁判外において代表し、法定代表者の地位を有する。代表権の範囲の制限は、定款により、第三者に対抗することができる。」（山口和人『ドイツ民法（総則）』（調査資料2014-1-d 基本情報シリーズ19）国立国会図書館調査及び立法考査局，2015，p.8 <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9214781_po_201401d.pdf?contentNo=1>）

- (2) 理事会の構成員及び第 11 条第 2 項に規定する範囲に属する者は、党則の定めるところにより、これらの機関の一に所属することができる。選挙されない構成員の比率は、その機関の構成員の総数の 3 分の 1 を超えてはならず、その比率は、助言的発言権のみを有する表決権のない構成員の数に限り、高めることができるが、この場合においてもなお、比率は、その機関の構成員の総数の半数以内にとどめなければならない。
- (3) 第 1 項に掲げる機関の選挙された役職の任期は、最高 2 年とする。

第 13 条 代議員総会の構成

代議員総会又はその全部若しくは一部が地域支部の代表者から成るその他の機関の構成は、党則でこれを定めるものとする。地域支部の代議員の数は、まず第 1 に、代表される党員数に基づき算定するものとする。残余の代議員は、その総数の多くとも 2 分の 1 までは、前回の議会議員の選挙において当該地域支部の区域内での得票数に基づき算定する旨を党則で定めることができる。表決権の行使は、その地域支部が党費納入義務を履行していることを要件とすることができる。

第 14 条 政党仲裁裁判所

- (1) 政党又は地域支部と個々の党員との紛争並びに党則の解釈及び適用に係る紛争を調停し、裁決するために、少なくとも政党及びそれぞれの最上位地域支部に仲裁裁判所を設置しなければならない。郡段階の 2 以上の地域支部のため、共同の仲裁裁判所を設置することができる。
- (2) 仲裁裁判所の構成員は、最高 4 年の任期で選挙される。仲裁裁判所の構成員は、政党若しくは地域支部の理事会の構成員、政党若しくは地域支部と雇用関係にある者又は政党若しくは地域支部から定期的に収入を得る者であってはならない。仲裁裁判所の構成員は、独立であって、いかなる命令にも拘束されない。
- (3) 仲裁裁判所には、一般的又は個別的に、争いの当事者が同数を指名する陪席員を置く旨を党則で定めることができる。
- (4) 仲裁裁判所の活動のために、当事者に対し、法律上の聴聞、正当な手続及び不公平のおそれがある場合の仲裁裁判所の構成員の忌避を保障する仲裁裁判所規則を定めなければならない。

第 15 条 機関における意思形成

- (1) 党機関は、単純多数決によりその議決を行う。ただし、法律又は党則により、特別多数決が規定されているときは、この限りではない。
- (2) 理事会の構成員並びに代議員総会及び上位地域支部の機関における代議員の選挙は、秘密投票とする。その他の選挙は、その提案に対して異議の申出がない限り、公開の投票によることができる。
- (3) 発案権は、民主的意思形成が担保され、とりわけ少数派もその提案を十分に論議できるように定めなければならない。上位地域支部の総会においては、少なくとも 2 つの直近下位段階にある地域支部の代議員に対して発案権が認められなければならない。選挙及び投票に際しては、他の機関の議決に拘束されることは許されない。

第 16 条 地域支部に対する措置

- (1) 下位地域支部の解散及び除名並びにこれらの地域支部の全機関の役職解除は、党の基本原則又は秩序に対する重大な違反があった場合にのみ許される。党則には、次に掲げる事項

を規定しなければならない。

1. その措置を採り得る理由

2. その措置を採り得るこの団体の上位地域支部及びその機関名

(2) 政党又は上位地域支部の理事会は、第1項による措置につき、さらにその上位の機関の承認を受けなければならない。その措置は、次の党大会において当該措置を承認する旨の宣言がなされないときは、その効力を失うものとする。

(3) 第1項による措置に対しては、仲裁裁判所への提訴が認められなければならない。

第3章 候補者の推薦

第17条 候補者の推薦

議会議員の選挙における候補者の推薦は、秘密投票によりこれを行わなければならない。推薦については、選挙法及び政党の党則に定めるところによる。

第4章 国庫補助 [Staatliche Finanzierung]

第18条 国庫補助の原則及び範囲

(1) 政党は、基本法により政党に義務付けられた一般的活動に対する部分的補助 [Teilfinanzierung] として、資金を受領する。欧州議会、連邦議会及び州議会選挙における政党の得票、党費及び議員分担金の総額並びに政党が獲得した寄附の総額を国庫補助金 [staatlichen Mittel] の配分基準とする。

(2) 全ての政党に、年間、最大限に交付することができる国庫補助金の総額は、2019年に行わなければならない確定を1億9000万ユーロ⁽³⁾とする（絶対的上限）。絶対的上限は、毎年、請求年度の前年における政党に典型的な支出の物価指数の上昇に基づき、小数点二桁目を切り上げて得た百分率に従って引き上げる。一般的な消費者物価指数から70%、地域団体職員の月額給与表の指数から30%の比重で考慮したものを、物価指数の基礎とする。そのために連邦統計局長官は、毎年4月30日までに、前年の物価指数の上昇に関する報告書を連邦議会に提出する。連邦議会議長は、遅くとも毎年5月31日までに、引き上げられた絶対的上限額を、ユーロの単位に端数を切り上げて、連邦議会印刷物において公開する。

(3) 政党は、部分的国庫補助 [staatlichen Teilfinanzierung] の範囲内で、1年間に次の各号に定める金額、すなわち、

1. 当該政党の名簿に投じられた有効票1票ごとに0.83ユーロ又は

2. 一の州で名簿提出が認められなかった政党については、当該政党に選挙区 [Wahl- oder Stimmkreis⁽⁴⁾] で投じられた有効票1票ごとに0.83ユーロ及び

(3) 1ユーロは約125.08円である（令和2年10月省令レート）。2018年の国庫補助額の確定は、翌年の2019年2月15日までに行うので、この金額は、2018年の絶対的上限である。

(4) ドイツの連邦議会選挙は小選挙区比例代表併用制を採用しており、有権者は選挙区 (Wahlkreis) で候補者に対する第1票と政党の州名簿に対する第2票の計2票を投票することができる。州議会選挙でも多くの州は同様の制度を採用しており、バイエルン州もその1つであるが、同州の州議会選挙の選挙区は Wahlkreis ではなく Stimmkreis と表記される。“Stimmkreis.” Bayerischer Landtag website <<https://www.bayern.landtag.de/parlament/landtag-von-a-z/#stimmkreis>>

3. 当該政党が、出捐（払込みを受けた党費若しくは議員分担金又は合法的に受領した寄附）として受領した1ユーロごとに、自然人の3,300ユーロまでの出捐についてのみ0.45ユーロを受領する。

第1号及び第2号の規定にかかわらず、政党は、その得た400万票までの有効票については、1票ごとに1ユーロを受領する。第1文第1号及び第2号並びに第2文に規定する金額は、2017年から第2項第2文から第5文までに従って引き上げる。

- (4) 前回の欧州議会若しくは連邦議会選挙で少なくとも0.5%又は1つの州議会選挙で1%の名簿に投じられた有効票を得た政党が、第3項第1号及び第3号に基づく国庫補助金の請求権を有するが、第3項第1文第1号及び第2文による交付を受けるためには、政党は、それぞれの選挙でこれらの要件を満たさなければならない。最終選挙結果で、選挙区で投じられた有効票の10%を得た政党は、第3項第2号に基づく国庫補助金への請求権を有する。第1文及び第2文は、民族的少数派の政党には適用しない。
- (5) 部分的国庫補助の額は、一の政党について、第24条第4項第1号から第7号までに定める当該政党の収入総額を超えてはならない（相対的上限）。全ての政党に対する補助金の総額は、絶対的上限を超えてはならない。
- (6) 連邦大統領は、政党財政の問題に関する独立専門家委員会を任命することができる。
- (7) 政党が解散し、又は禁止された場合には、当該政党は、解散の時点から部分的国庫補助から除外される。同様に、連邦憲法裁判所法⁽⁵⁾第46a条に基づく連邦憲法裁判所の決定があった場合は、当該決定の時から除外する。

第19条 部分的国庫補助の申請行為

- (1) この法律でいう請求年度の国庫補助金の確定及び交付は、政党が文書により請求年度の9月30日までに、ドイツ連邦議会議長に申請しなければならない。申請は、党則により財政を担当する政党の理事が行わなければならない。送達先の住所及び銀行口座の詳細を記載しなければならない。政党全体のために連邦本部が単一の申請を行うことができる。部分的な申請も認める。一の政党について、既に請求年度の前年の政党への国庫補助金が確定している場合は、ドイツ連邦議会議長は、更に申請を受けることなく、確定を行う。政党は、確定手続に係る変更を遅滞なく、ドイツ連邦議会議長に届け出なければならない。届出がない場合は、政党の責任となる。
- (2) 分割前払いの申請は、文書により毎回、次の分割前払いの前月の15日までにドイツ連邦議会議長に対して行わなければならない。議長は、当該年の複数回の分割前払いを同時に受け付けることができる。第1項第5文から第7文までは、これを準用する。

第19a条 確定手続

- (1) ドイツ連邦議会議長は、毎年2月15日までに、前年（請求年度）において請求権を有する各政党の国庫補助金の額を確定する。議長は、第5章の規定に合致する会計報告書にのみ基づき、第18条及び第19a条により政党の国庫補助金の額を確定し、交付する。ドイツ連邦議会議長が、期限内に提出された会計報告書について、確定する前に第23a条第2項の手続を開始した場合は、議長は、当該政党の国庫補助金を当該会計報告書に基づき暫定的なも

(5) Gesetz über das Bundesverfassungsgericht (Bundesverfassungsgerichtsgesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 11. August 1993 (BGBl. I S. 1473) <<https://www.gesetze-im-internet.de/bverfgg/>>

のとして確定し、当該政党に生じ得る支払義務の金額（第31a条から第31c条まで）に見合う担保の提供に応じて当該政党に交付する。手続の終了後、議長は、最終確定を行う。

- (2) 国庫補助金の額の確定のための算定の根拠は、請求権を有する政党が、それぞれ前回の欧州議会選挙、連邦議会選挙及び州議会選挙で請求年度の12月31日までに得た有効票並びにそれぞれ前年（会計年度）の会計報告書において公開された各党の出捐（第18条第3項第1文第3号）とする。ドイツ連邦議会議長は、第18条第4項に基づき算定の対象となる政党の得た有効票を一の得票勘定に統合し、これを継続的に補正する。
- (3) 政党は、会計年度の翌年の9月30日までに会計報告書をドイツ連邦議会議長に提出しなければならない。ドイツ連邦議会議長は、期限を3か月延長することができる。政党が会計報告書を期限までに提出しない場合は、国庫補助金の請求のうち出捐に見合う分の請求権を失うことが確定する（出捐見合い分の失効）。政党が請求年度の翌年の12月31日までに会計報告書を提出しない場合は、請求年度の国庫補助金への請求権を失うことが確定する（得票見合い分の失効）。会計報告書が、第24条に規定する区分に従っており、第30条第2項による検査確認書がある場合は、内容が正しいかどうかにかかわらず、期限を遵守したものととする。その他の政党への確定及び交付は、変更されないものとする。
- (4) 相対的上限の算定（第18条第5項）については、会計年度の会計報告書で公開された第24条第4項第1号から第7号までの収入に基づくものとする。ただし、企業活動の収入（第24条第4項第5号）は、支出（第24条第5項第2号f）を差し引いた残額のみを考慮する。
- (5) 確定に当たっては、第一に各政党の相対的上限（第18条第5項）が遵守され、次に絶対的上限（第18条第2項）が遵守されなければならない。算定された国庫補助金の総額が絶対的上限を超える場合には、国庫補助金に対する政党の請求権は、絶対的上限額内での各政党の割当分までとする。
- (6) 州議会選挙に際して得られた有効票に対する国庫補助金の交付は、1票に対して0.5ユーロの額を、それぞれの政党の州支部に対して交付するものとし、第5項によって生じ得る減額が連邦の支払うべき交付（第21条第1項第1文後段）である限り、第5項による減額は適用されない。その他の国庫補助金は、政党の連邦本部に対して交付し、州政党の場合には州本部に対して交付する。

第20条 分割前払い

- (1) 請求権のある政党には、ドイツ連邦議会議長の確定する額について分割前払いが認められなければならない。算出の基礎は、前年において、それぞれの政党について確定された補助額とする。分割前払いは、2月15日、5月15日、8月15日及び11月15日に行うものとし、前年においてそれぞれの政党について確定された補助額の総額の25%を超えてはならない。返還義務が生じるおそれがあり得るとい根拠が存在する場合には、担保の提供を要件として、供与することができる。
- (2) 分割前払いは、確定金額を超える場合又は請求権が成立しない場合には、政党は遅滞なく返還しなければならない。確定により過払いが生じた場合は、ドイツ連邦議会議長は、確定に伴う行政行為により、返還命令請求を決定し、その金額を直ちに清算する。
- (3) 第19a条第6項は、これを準用する。

第21条 連邦資金の準備、交付手続及び連邦会計検査院による検査

- (1) 第18条及び第20条に係る資金は、第19a条第6項第1文の場合には州から、その他の

場合にはドイツ連邦議会議長を通じて連邦から政党に交付する。ドイツ連邦議会議長は、州に対して、政党の州支部に配分される金額を通知しなければならない。

(2) 連邦会計検査院は、ドイツ連邦議会議長が資金管理機関として、この章の規定に従って、国庫補助金を確定及び交付し、並びに第 23a 条の手續に則って執行したかどうかを検査する。

第 22 条 政党内部での財政上の均等化

政党の連邦本部は、州支部間の適切な財政上の均等化のために配慮しなければならない。

第 5 章 会計報告

第 23 条 会計報告の公開義務

(1) 政党の理事会は、暦年（会計年度）内に当該政党の資金の出所及びその用途並びに政党の資産について、事実即し、最大限の知識と誠意をもって会計報告書による公開の会計報告をしなければならない。会計報告書は、ドイツ連邦議会議長に送付する前に、政党の理事会で審査しなければならない。政党の連邦理事会、州支部の理事会及び州支部に相当する地域支部の理事会は、それぞれその会計報告書の提出に責任を持つ。会計報告書には、党首及び党大会で選出された財務担当の理事又は党則により財務を担当する委員会が選出した理事が署名する。財務担当の理事は、その署名により、会計報告書の記載が最大限の知識及び誠意をもって事実即して行われたことを保証する。党全体の会計報告書は、党大会で選出された連邦の財務担当理事又は党則により財務を担当する委員会が選出した連邦理事会の理事が集約し、署名する。

(2) 会計報告書は、経済監査士 [Wirtschaftsprüfer] 又は経済監査会社 [Wirtschaftsprüfungsgesellschaft] により第 29 条から第 31 条までの規定に基づいて、検査されなければならない。第 18 条第 4 項第 1 文前段の要件を満たさない政党の場合においては、会計報告書は、宣誓帳簿監査士 [vereidigten Buchprüfer] 又は帳簿監査会社 [Buchprüfungsgesellschaft] によって検査されることができる⁽⁶⁾。会計報告書は、第 19a 条第 3 項第 1 文前段に規定する期限までにドイツ連邦議会議長に提出されるものとし、議長は連邦議会印刷物により配布しなければならない。政党が第 18 条第 4 項第 1 文前段の要件を満たさず、会計年度における 5,000 ユーロ超の収入又は資産のいずれもない場合は、当該政党は検査なしの会計報告書をドイツ連邦議会議長に提出することができる。ドイツ連邦議会議長は、検査なしに提出された会計報告書を公開することができる。政党の会計報告書は、その公開後の次の連邦党大会において、討議に付すために提出されなければならない。

(3) ドイツ連邦議会議長は、第 23a 条により会計報告書が第 5 章の諸規定に合致しているかどうかを検査する。検査の結果は、第 4 項による報告書に記載しなければならない。

(4) ドイツ連邦議会議長は、ドイツ連邦議会に対して、2 年毎に、政党財政の推移及び政党の会計報告書について報告を行う。更に連邦議会議長は、毎年、政党の収入及び支出並びに資産関係に関する同様の簡略な概要を作成する。これらの報告は連邦議会印刷物として配布される。

(6) 経済監査士は、我が国の公認会計士に相当するもので、大企業の監査を行う。宣誓帳簿監査士は、大企業の監査を行うことができないが、中程度の企業の監査を担当することができるという役割分担になっている。川股修二「税理士制度と納税環境整備 (9・完) —税理士法 33 条の 2 の機能—」『北大法学論集』64 卷 6 号, 2014.3, p.25.

第 23a 条 会計報告書の検査

- (1) ドイツ連邦議会議長は、提出された会計報告書の形式及び内容の正しさを検査する。議長は、会計報告書が第 5 章の規定に合致しているかどうかを確定する。再度の検査は、第 24 条第 2 項に規定する期限が経過するまでは行うことができる。
- (2) ドイツ連邦議会議長が、ある政党の会計報告書に含まれている記載に不実のものがあるという具体的根拠を有している場合は、当該政党側に見解を表明する機会を設ける。議長は、当該政党の見解の正当性の主張を、当該政党の経済監査士又は経済監査会社、宣誓帳簿監査士又は帳簿監査会社に説明させるよう政党に求めることができる。
- (3) 第 2 項で求めた見解によってもドイツ連邦議会議長が有する会計報告書の不実記載に対する具体的な根拠が全てなくならない場合は、ドイツ連邦議会議長は、当該政党との合意の上で、議長が選定した経済監査士又は経済監査会社に、当該政党の会計報告書が第 5 章の規定に合致しているかどうかの検査を委託することができる。当該政党は、ドイツ連邦議会議長が委託した経済監査士に、検査のために必要な書類及び証明資料の提供と閲覧を認めなければならない。この手続の費用は、ドイツ連邦議会議長が負担する。
- (4) 手続の終了後に、ドイツ連邦議会議長は、必要な場合は会計報告書の不実の部分を確認したこと及び不実の記載に見合う金額を確定したことを通知する。通知には、不実が、収入及び支出計算書、貸借対照表又は注記部分（第 24 条第 7 項）に関する規定の違反であるかどうかを記載しなければならない。
- (5) 会計報告書に不実の記載があった政党は、会計報告書を訂正しなければならず、ドイツ連邦議会議長の決定により、部分的又は全て新たに提出しなければならない。この報告書は、経済監査士若しくは経済監査会社又は宣誓帳簿監査士若しくは帳簿監査会社による正しいとする確認書がなければならない。訂正すべき金額が 1 件で 10,000 ユーロ、政党の会計年度で 50,000 ユーロを超えない場合は、第 1 文及び第 2 文の規定にかかわらず、会計報告書の訂正は翌年に行うことができる。
- (6) 訂正した会計報告は、全部又は部分的に連邦議会印刷物で公開しなければならない。
- (7) この手続の範囲で入手した、政党の会計報告自体に関係しない情報は、公開してはならず、他のドイツ連邦共和国の国家機関に送付してはならない。議長は、検査の終了後、遅滞なく当該情報を破棄しなければならない。

第 23b 条 会計報告書の不実の届出義務

- (1) 政党が既に期限どおりに形式を整えてドイツ連邦議会議長に提出した会計報告書に不実があったことを知った場合、当該政党は、遅滞なく、ドイツ連邦議会議長に文書で届け出なければならない。
- (2) 政党が不実を届け出た場合において、届出到達の時点においてその不実の記載の具体的な根拠が公知のものとはなっておらず、又はドイツ連邦議会議長への提示まで至っておらず、その事務手続において判明したものではない場合であり、かつ政党が事情を全て率直に報告し、訂正した場合は、第 31b 条又は第 31c 条の規定を適用しない。不当に得た金銭上の利益は、ドイツ連邦議会議長が定める期限までに議長に引き渡さなければならない。
- (3) 第 23a 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これを準用する。

第 24 条 会計報告書

- (1) 会計報告書は、この法律の規定に従った収入及び支出計算書に基づいた損益計算書、当

該計算書と連結した貸借対照表並びに注記部から構成される。会計報告書は、正規の簿記の原則を遵守し、資金の出所及び用途並びに政党の資産に関する実際の状況に合致する情報を記載する。

- (2) この法律で別段の定めがある場合を除き、全ての商取引者に適用する計算書作成、特に資産の対象の見積及び評価に関する計算書作成の商法の規定を準用しなければならない。計算書の資料、帳簿、貸借対照表及び会計報告書は、10年間保管しなければならない。保管期限は、会計年度の終了時から起算する。
- (3) 政党全体の会計報告書においては、それぞれ連邦本部及び州支部の会計報告書に分けて、並びにそれぞれの州支部の下部組織である地域支部の会計報告書に分けてとりまとめなければならない。州支部及びその下部組織である地域支部は、その会計報告書に、全ての出捐について、出捐を行った者ごとに氏名及び住所を記載した完全な一覧表を添付しなければならない。連邦本部は、各出捐者の各年における出捐の総額を算定するために、この一覧表を統合しなければならない。州支部は、その下部組織である地域支部のそれぞれの報告書を取りまとめて、当該州支部の会計報告資料として保管しなければならない。
- (4) 収入計算書は、次に掲げる事項を含むものとする。
 1. 党費
 2. 議員分担金及びこれに類似する定期の分担金
 3. 自然人の寄附
 4. 法人の寄附
 5. 企業活動から生じる収入
 - 5a. 出資から生じた収入
 6. その他の資産からの収入
 7. 催物、印刷及び刊行物の販売並びにその他の収入を伴う活動による収入
 8. 国庫補助金
 9. その他の収入
 10. 支部負担金
 11. 第1号から第10号までの総収入額
- (5) 支出計算書は、次に掲げる事項を含むものとする。
 1. 人件費
 2. 運営費
 - a) 経常運営費
 - b) 一般的政治活動費
 - c) 選挙運動費
 - d) 資産管理から生じた利息を含む資産管理費
 - e) その他の利息
 - f) 企業活動に伴う支出
 - g) その他の支出
 3. 支部に対する負担金
 4. 第1号から第3号までの総支出額
- (6) 貸借対照表は、次に掲げる事項を含むものとする。

1. 資産項目
 - A. 固定資産
 - I. 有形固定資産
 1. 家屋及び土地財産
 2. 事務所施設
 - II. 金融資産
 1. 企業への出資
 2. その他の金融資産
 - B. 流動資産
 - I. 他支部に対する債権
 - II. 部分的国庫補助から生じた債権
 - III. 現金残高
 - IV. その他の資産対象物
 - C. 資産総額（A 及び B の合計）
2. 債務項目
 - A. 引当金
 - I. 年金債務負担
 - II. その他の引当金
 - B. 債務
 - I. 他支部に対する債務
 - II. 部分的国庫補助から生じた返還債務
 - III. 金融機関に対する債務
 - IV. その他の貸付者に対する債務
 - V. その他の債務
 - C. 債務総額（A 及び B の合計）
3. 純資産（プラス又はマイナス）

(7) 貸借対照表には、注記部を添付し、特に次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 第6項第1号AⅡ1による出資並びに当該出資先の年度末決算に列挙されている直接的及び間接的出資の一覧表を作成し、当該一覧表には、名称及び本拠並びに持分及び名目資本の金額を記載するほか、企業の年度末決算が出ている、当該企業の最新の事業年度における資本金に対する持分の割合、自己資本及び収益を提出しなければならない。これらの企業の年度末決算に列挙されている出資については、年度末決算から転記しなければならない。この法律にいう出資とは、商法典⁽⁷⁾第271条第1項にいう持分である。
2. マスメディア企業に出資している場合は、当該企業の主な制作物の名称⁽⁸⁾

(7) Handelsgesetzbuch in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 4100-1, veröffentlichten bereinigten Fassung, das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 12. August 2020 (BGBl. I S. 1874) geändert worden ist <<https://www.gesetze-im-internet.de/hgb/>>

(8) 第8次政党法改正の際に、政党のマスメディアへの影響、とりわけ放送番組及び刊行物の編集に政党が介入していないか監視するために追加された項目であり、市民の意見及び意思形成の基礎となるマスメディアの世界の透明性を保障するという重要な役割を期待されている（Sören Lehmann, *Der Rechenschaftsbericht der politischen Partei: Verfassungsrechtliche und dogmatisch-systematische Grundlagen, Maßgeblichkeit des Handelsbilanzrechts, spezialgesetzliche Modifikation* (Schriften zum Parteienrecht und zur Parteienforschung 53), Baden-Baden: Nomos, 2018, S.384)。

3. 評価に関する法律⁽⁹⁾に従って、5年ごとに家屋及び土地財産並びに企業への出資について評価したもの（家屋及び土地財産については、評価に関する法律第145条以下）
- (8) 会計報告書には、1人当たり3,300ユーロまでの自然人の出捐の総額及び3,300ユーロの金額を超える自然人の出捐の総額を、区分して記載しなければならない。
- (9) 会計報告書の冒頭に次の要約を置かなければならない。
 1. 党全体での第4項第1号から第9号までのそれぞれの収入及びその総額
 2. 党全体での第5項第1号及び第2号のそれぞれの支出及びその総額
 3. 剰余又は欠損金の額の記載
 4. 第6項第1号のA I、II及びB IIからIVまでの党全体の資産項目及びその総額
 5. 第6項第2号のA I、II及びB IIからVまでの党全体の債務項目及びその総額
 6. 党全体の純資産（プラス又はマイナス）
 7. 連邦本部、州支部及びその下位組織である地域支部の3つの区分水準での総収入、総支出及び剰余又は欠損金並びに純資産第1号及び第2号については、絶対額のほか、第1号の収入総額に対する百分率及び第2号の支出総額に対する百分率を記載しなければならない。比較のために前年の金額も記載しなければならない。
- (10) 会計年度の12月31日における党員数を記載しなければならない。
- (11) 政党は、会計報告書に付随的な注記を添付することができる。
- (12) 政治的・青年組織に目的を限定して支出される公的助成金は、絶対的上限の算出の際には考慮しない。公的助成金は、それぞれの政党の会計報告書に情報として記載しなければならないものとするが、政党の収入及び支出の事項とはしない。

第25条 寄附

- (1) 政党は、寄附を受ける [annehmen] ことができる。1,000ユーロの金額までは、寄附は現金で行うことができる。党員及び政党への寄附を受けた者は、遅滞なく党則上当該政党の財政を担当する理事に転送しなければならない。政党の財政を担当する理事又は専任の職員の権限のある領域に到達した時に、政党は寄附を受領した [erlangen] こととし、受けてから、遅滞なく寄附者に返還した寄附は、政党が受領したものとはみなさない。
- (2) 以下のものは、政党の権限で受けることができる寄附から除外される。
 1. 公法上の法人、連邦議会の会派及び集団並びに地方自治体の議員の会派及び集団による寄附
 2. その定款、寄附行為若しくはその他の規約により、又は事実上の業務の執行により、専ら、かつ直接に公益、慈善又は教会の目的に奉仕する政治財団、団体、社団及び財団（租税通則法⁽¹⁰⁾第51条から第68条まで）による寄附
 3. この法律の区域外からの寄附で、以下に該当しないもの
 - a) 基本法にいうドイツ人若しくは欧州連合の市民又はその株式の50%を基本法にいうドイツ人若しくは欧州連合の市民が所有している企業若しくはその本社が欧州連合加盟

(9) Bewertungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Februar 1991 (BGBl. I S. 230) <<https://www.gesetze-im-internet.de/bewg/>>

(10) Abgabenordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61) <https://www.gesetze-im-internet.de/ao_1977/>

国にある企業の資産から直接政党に納入された寄附

- b) 先祖伝来の居住地に住む民族的少数派の政党への寄附で、ドイツ連邦共和国と境界を接し、当該少数民族と同一の民族の構成員が生活している国家からのもの
 - c) 外国人の1,000ユーロを超えない寄附に係るもの
4. 政党に転送することを条件に職業団体に送られた、その職業団体による寄附
 5. その所有権の全部若しくは一部が公の機関に所属する企業又は公の機関が管理若しくは経営し、かつ公の機関の直接の出資が25%を超える企業からの寄附
 6. 1回につき500ユーロを超える額の寄附で、その寄附者が確定できず、又はその寄附が匿名の第三者の寄附の転送に係ると認められる寄附
 7. 一定の経済的若しくは政治的利益を期待して、又はその見返りとして政党に提供されたものであることが認められる寄附
 8. 政党が支払った報酬の見返りとして第三者が行う寄附で、その寄附の価値が報酬の25%を超えるもの
- (3) 一の政党又はその一若しくは二以上の地域支部に対する寄附、党費及び議員分担金であって、その暦年（会計年度）内における総額が10,000ユーロを超えるものは、出捐者の氏名及び住所並びにその出捐総額を、会計報告書に記載しなければならない。1件50,000ユーロを超える寄附は、遅滞なくドイツ連邦議会議長に届け出なければならない。議長は、速やかに連邦議会印刷物により、出捐者を明記して出捐金額を公開する。
- (4) 第2項により認められないものとされている寄附は、政党により、遅滞なく、遅くとも当該年に係る会計報告書の提出（第19a条第3項）までには、ドイツ連邦議会議長に転送されなければならない。

第26条 収入の概念

- (1) 収入とは、個々の収入の種類（第24条第4項）に関して別段の定めがない限り、政党が受領する金銭又は金銭的価値を有する一切の給付をいう。通常なら生ずる債務の免除、明らかに政党のための宣伝となる催物及び諸活動の第三者による引受け、引当金の戻入れ並びに固定資産の評価額上昇も、これを収入とみなす。
- (2) 収入は、全てその総額を所定の欄に記入し、貸借対照表に計上しなければならない。
- (3) 金銭以外の経済財は、通常の商取引において同種又は類似の給付に対して慣行上支払われる価格をもって評価されなければならない。
- (4) 政党への自発的な協力は、原則として無償とする。業務以外に、通常の方法により無償で政党に対して提供される現物、労働及び役務の給付は、収入とはみなさない。経費の償還は、この限りではない。
- (5) 当初から複数の地域支部間で一定の基準により配分することが定められている党費及び国庫補助金は、最終的に配分を受けた地域支部において明示する。

第26a条 支出の概念

- (1) 個々の支出項目（第24条第5項）に別段の定めがない限り、支出とは、政党による金銭若しくは金銭的価値のある物の給付又は第26条第1項第2文に定める政党が得た収入からの用益をいう。資産対象物の計画的又は計画外の減価償却及び引当金の設定も支出とする。
- (2) 第26条第2項は、これを準用する。
- (3) 資産対象物は、譲渡の時点において帳簿価格による支出として計上しなければならない。

- (4) 政党支部間の内部的な清算のための支出は、経済的に負担した支部で計上しなければならない。

第27条 個々の収入の種類

- (1) 党費とは、党員が党則の規定に基づいて納付する定期的な金銭の給付のみをいう。議員分担金とは、選挙により公職にある者（議員）が、党費を超えて行う定期的な金銭の給付をいう。それを超える出捐は寄附とする。寄附には、特別割当金及び募金並びに通常以外の方法による業務運営の範囲外での政党への無償の提供、又は無償ではないが、取決めにより受領した報酬を政党へ返納すること若しくは当該報酬の放棄といった金銭的価値のある全ての形態の出捐を含む。
- (2) 第24条第4項第9号に規定するその他の収入は、これが第24条第3項に掲げる各支部のいずれかにおいて、第24条第4項第1号から第6号までの収入の総計の2%を超える場合には、分類し、注記を付さなければならない。さらに、1件10,000ユーロを超える収入は、公開しなければならない。遺産及び遺贈物は、全体の価値が10,000ユーロを超える場合、その金額並びに被相続者の氏名及び直近の住所を会計報告書に記載しなければならない。

第28条 貸借対照表

- (1) 貸借対照表には、1件の購入価格が（売上税込みで）5,000ユーロを超える資産対象物を記載しなければならない。
- (2) 資産対象物は、購入経費及び製造原価から計画的減価償却分を差し引いて評価しなければならない。家屋及び土地資産の領域では、計画的減価償却分は生じない。
- (3) 州支部の下部に当たる支部は、債権又は債務が前年に発生していても、実際に収入又は支出があった年の収入又は支出として記帳することができる。この支部の会計報告書の作成に当たっては、商法典第249条から251条までの規定を遵守しなくてもよい。

第29条 会計報告書の検査

- (1) 第23条第2項第1文による検査は、連邦本部、州支部及びその下位の地域支部のうち検査士が選定する10以上の地域支部を対象とする。検査の対象には簿記も含めなければならない。検査は、法律の規定が遵守されているかどうかを対象としなければならない。検査は、誠実に職務を遂行することにより、不実及び法律の規定への違反を見つけ出すように組み立てなければならない。
- (2) 検査士は、理事会及び理事会によって権限を与えられた者に対し、その検査義務を綿密に遂行するために必要な説明及び証明の全てを要求することができる。検査士は、検査に必要な限りにおいて、会計報告書を作成するための書類、帳簿及び伝票並びに現金及び資産現在高について検査することができる。
- (3) 検査を受ける地域支部の理事会は、検査士に対し、会計報告書に報告義務のある収入、支出及び資産価格の全てが含まれていることを、文書をもって保証しなければならない。この場合において、下位の地域支部の理事会の保証をそのまま用いることができる。保証は、財政事務を担当する理事の保証で足りる。

第30条 検査報告書及び検査確認書

- (1) 検査の結果は、文書による検査報告書を作成し、政党の理事会及び検査を受けた地域支部の理事会にこれを交付しなければならない。
- (2) 最終的な検査の結果、何ら異議がない場合には、検査士は、この政党の帳簿及び伝票並

びに理事会による説明及び証明に基づき義務上の検査を行った結果、本会計報告書は、検査した範囲（第29条第1項）において、この法律の規定に適合する、と記した確認書により正しいことを証明しなければならない。異議がある場合においては、検査士は、その検査確認書において、その正しいとする証明を拒否するか、又はこれを限定して記述しなければならない。検査を受けた地域支部は、検査確認書においてその名称を明示するものとする。

(3) 検査確認書は、提出する会計報告書に添付され、第23条第2項第3文の規定に基づき、その全文を会計報告書とともに、公開されなければならない。

第31条 検査士

(1) 経済監査士又は宣誓帳簿監査士は、その者が、次に掲げる場合は、検査士となることはできない。

1. 当該政党において、若しくは当該政党のために、ある役職若しくは職務を行っている、又は直近の3年間に行ったことがある場合
2. 帳簿の作成又は検査対象となる会計報告書の作成において、検査行為を超えて協力した場合
3. 法人、自然人若しくは人的会社 [Personengesellschaft]⁽¹¹⁾ の法律上の代表者、被雇用者、監査役会の構成員若しくは共同出資者であり、又は会社の所有者であって、かつ当該の法人、自然人、人的会社、その共同出資者又は当該会社が第2号の規定により検査士となることができない場合
4. 検査を行うに当たって、第1号から第3号までの規定により検査士となることができない者を雇用している場合

(2) 経済監査会社又は帳簿監査会社は、次に掲げる場合は、検査士となることはできない。

1. 当該会社が、ある法人若しくは人的会社の共同出資者として、第1項第3号により検査士となることができず、又は第1項第2号若しくは第4号により検査士となることができない場合
2. 当該会社の法律上の代表者又は共同出資者が、第1項第2号又は第3号の規定により検査士となることができない場合

(3) 検査士、その補佐人及び検査に協力する監査会社の法律上の代表者は、良心的かつ非党派的にその職務を遂行し、守秘義務を遵守しなければならない。商法典第323条⁽¹²⁾は、これを準用する。

第6章 不実の会計報告書に対する手続及び刑罰規定

第31a条 国庫補助金の返還請求

(1) 会計報告書における出捐（第18条第3項第1文第3号）が間違って記載されており、それによって政党に交付する国庫補助額を誤って確定した場合、ドイツ連邦議会議長は、第19a条第1項による国庫補助金の確定を取り消す。翌年度の会計報告書で訂正した場合（第

(11) 自然人の結合によって作られる組合及び会社をいう。組合、匿名組合、船舶組合、合名会社及び合資会社がこれに属する（山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.479.）。

(12) 決算監査人の責任について規定しており、誠実で公正な監査及び秘密の保持が義務付けられている。

23a 条第 5 項第 3 文) は、この限りではない。行政手続法第 48 条第 2 項⁽¹³⁾ は、これを適用しない。

- (2) 第 24 条第 2 項に規定する期限を経過した場合は、取り消すことはできない。
- (3) ドイツ連邦議会議長は、取消しにより当該政党が返還する金額を行政行為によって確定する。取消し後の国庫補助の過程で清算できる状態にある場合は、当該政党に対する直近の分割前払いから差額を清算しなければならない。
- (4) その他の政党への確定及び交付は、変更されないものとする。
- (5) 政党は、第 1 項に基づく措置が、州支部又はその下位にある地域支部を起因とする場合に適用する規則をその党則に定めなければならない。

第 31b 条 会計報告書の不実

ドイツ連邦議会議長が第 23a 条に基づく検査の範囲内で会計報告書に不実を確認した場合には、第 31c 条の適用がない限り、当該政党に対して、不実の記載に対応する金額の 2 倍の金額の請求権が生じる。貸借対照表又は注記部分の不実の記載が、家屋及び土地資産又は企業への出資に係る場合は、未記載の、又は不実の記載の資産価値の 10% の金額の請求権となる。議長は、行政行為により当該政党にその金額の支払いの義務付けを確定する。第 31a 条第 2 項から第 5 項までは、これを準用する。

第 31c 条 法律に違反して受領した、又は公開しなかった寄附

政党が第 25 条第 2 項に違反して寄附を受け、第 25 条第 4 項に従ってドイツ連邦議会議長に転送しなかった場合は、当該政党に対して法律に違反して受領した金額の 3 倍の額の請求権が生じ、これは、既に引き渡された寄附を算定対象とする。政党がこの法律の規定（第 25 条第 3 項）に従って寄附を会計報告書で公開しなかった場合は、当該政党に対してこの法律の規定に従って公開しなかった金額の 2 倍の額の請求権が生じる。議長は、行政行為により当該政党にその金額の支払いの義務付けを確定する。第 31a 条第 2 項から第 5 項までは、これを準用する。

第 31d 条 刑罰の規定

- (1) 政党資金又は資産の出所又は使途を隠蔽又は会計報告での公開を回避する意図をもって、その者が、
 1. ドイツ連邦議会議長に提出する会計報告書において政党の収入若しくは資産に関する不実の記載を生じさせ、若しくはドイツ連邦議会議長に不実の会計報告書を提出した場合、又は
 2. 受取者として寄附を少額に分割して帳簿に記載し、若しくは記載させた場合、又は
 3. 第 25 条第 1 項第 3 文に違反して寄附を転送しなかった場合は、3 年以下の自由刑又は罰金刑を科すものとする。第 23b 条第 2 項の要件を満たした者で、第 23b 条第 1 項に基づき政党のために自己申告を行った者又は自己申告を行うことに協力した者は第 1 文の処罰を免ずる。
- (2) 検査士若しくは検査士の補佐人として、会計報告書の検査の結果に関して不実の報告を行った者、検査報告において重大な事情を秘匿した者又は不実の内容の承認の確認書を交付

(13) 違法な行政行為であっても、1 回限りの若しくは継続する金銭の給付は、原則として取り消すことは許されないとする旨の規定である。Verwaltungsverfahrensgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Januar 2003 (BGBl. I S. 102) <<https://www.gesetze-im-internet.de/vwvfg/>>

した者は、3年以下の自由刑又は罰金刑を科すものとする。この行為を行った者が、報酬を得て、又は自己若しくは他者の利得若しくは他者に損害を与える意図をもって行為した場合は、5年以下の自由刑又は罰金刑を科す。

第7章 違憲政党禁止の執行

第32条 執行

- (1) 政党又は政党の一部の組織が基本法第21条第2項の規定により違憲宣告を受けた場合には、州政府が定める行政庁は、法律の範囲内において、連邦憲法裁判所の判決及び付随的な執行命令があるときはその執行に必要な全ての措置を採るものとする。最高州行政庁は、この目的のために、公共の安寧及び秩序を維持する責任を負う州の行政庁及びその他の機関に対し、無制限の指揮命令権を有する。
- (2) 違憲宣告を受けた政党又は政党の一部の組織又は活動が一の州の領域外に及ぶ場合には、連邦内務建設国土省は、統一的執行に必要な命令を発するものとする。
- (3) 連邦憲法裁判所は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、連邦憲法裁判所法第35条⁽¹⁴⁾の規定による執行につき決定することができる。
- (4) 執行措置に対する異議申立て及び取消しの訴えは、執行停止の効力を有しない。ある行政裁判所の手続が判決の執行にとって、基本的に重要な問題に関する場合には、当該手続を中断し、連邦憲法裁判所の決定を求めなければならない。連邦憲法裁判所は、その命令する特別の執行措置の遂行の種類及び方法に対する異議についても決定する。
- (5) 資産没収の場合には、1964年8月5日の結社法（連邦法律公報第I部593頁）第10条から第13条までの規定⁽¹⁵⁾を準用する。禁止行政庁は、最高州行政庁とし、第2項の場合には、連邦内務建設国土省とする。

第33条 代替組織の禁止

- (1) 連邦憲法裁判所法第46条に関連する基本法第21条第2項の規定に基づいて禁止された政党の違憲的行為をその政党に代わって引き続き目指す組織（代替組織）を創設し、又は既存の組織を代替組織として継続することは、禁止される。
- (2) 代替組織が元の政党の禁止前に存在していた政党である場合、又は連邦議会若しくは州議会にその代表を送っている政党である場合には、禁止された代替組織に該当することを連邦憲法裁判所が決定するものとし、連邦憲法裁判所法第38条、第41条、第43条、第44条及び第46条第3項⁽¹⁶⁾並びにこの法律の第32条の規定は、これを準用する。
- (3) 他の政党又は結社法第2条にいう結社で、禁止された政党の代替組織であるものについては、同法第8条第2項の規定を準用する。

(14) 連邦憲法裁判所は、決定において、決定を執行する者を定めることができる。連邦憲法裁判所は、個々の場合における執行の方法を定めることができる（ホルスト・ゼッカー（生天目忠夫訳）『概観ドイツ連邦憲法裁判所』信山社出版、2002、pp.274-275。（原著名：Horst Sacker, *Das Bundesverfassungsgericht*, 5. Aufl., Bonn: Bundeszentrale fur Politische Bildung, 1999.）。

(15) 禁止された社団の財産の差押え及び没収についての規定である。Vereinsgesetz vom 5. August 1964 (BGBl. I S. 593) <<https://www.gesetze-im-internet.de/vereinsg/>>

(16) 基本権の喪失に関する決定においては、連邦憲法裁判所が刑事訴訟法の規定により押収又は搜索を命ずることができること（第38条）、政党の違憲又は国庫補助からの除外の決定を求める申立は、連邦議会、連邦参議院又は連邦政府が行うことができること（第43条）などの規定を指す。

第8章 末尾規定

第34条

(所得税法の改正)

第35条

(法人税法の改正)

第36条

(税法規定の適用)

第37条 民法典規定の適用除外

民法典第54条⁽¹⁷⁾第2文の規定は、政党にはこれを適用しない。

第38条 強制処分

- (1) 連邦選挙長は、第6条第3項の規定を遵守させるために、政党の理事会に対し強制金⁽¹⁸⁾を科すことができる。行政執行法⁽¹⁹⁾の規定は、これを類推適用し、連邦選挙長は、その限りにおいて、執行及び執達行政長として行動する。強制金の額は、250ユーロから1,500ユーロまでとする⁽²⁰⁾。
- (2) ドイツ連邦議会議長は、政党の理事部に第5章の規定による会計報告書を提出させるために強制金を科すことができる。行政執行法の規定は、これを類推適用し、ドイツ連邦議会議長は、その限りにおいて、執行及び執達行政長として行動する。強制金の額は、500ユーロから10,000ユーロまでとする。

第39条 末尾規定及び経過規定

- (1) 1994年1月1日まで効力を有したこの法律の第22条第1文に基づく州法の諸規定は、今後効力がないものとする。
- (2) 第18条第3項第3号による国庫補助金の算出及び相対的上限の算定に当たり、2003年及び2004年分を確定する際には、2002年12月31日まで効力のあった文言でのこの法律の第24条第2項第1号及び第2号に基づいて作成した会計報告書における出捐の記載を基にしなければならない。2002年の会計報告書の作成についても同一とする。
- (3) 第23a条第3項は、2002会計年度の会計報告書の検査から適用する。2003年の会計報告書は、2004年1月1日から発効する文言における第24条、第26条、第26a条及び第28条の規定に基づき作成することができる。

(17) 民法典第54条(権利能力のない社団)「権利能力のない社団に対しては、組合に関する規定を適用する。権利能力のない社団の名において第三者に対して行われた法律行為については、行為者が個人的に責任を負い、複数の者が法律行為を行った場合には、それらの者は、連帯債務者としての責任を負う。」(山口 前掲注(2), pp.11-12.)

(18) 行政執行法第11条に定められるもので、行政決定を強制するための手段の1つ。

(19) Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 201-4, veröffentlichten bereinigten Fassung, das zuletzt durch Artikel 42 der Verordnung vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1328) geändert worden ist <<https://www.gesetze-im-internet.de/vwvvg/>>

(20) 第2章の規定の違反に関する罰則はこれだけである。基本法第21条は、党内民主主義の要請(Gebot)に違反した場合の制裁を規定していない。党則が政党法又は基本法第21条に反する場合は、他の私法上の組織が一般法に反する場合と同じ扱いとなり、民法典第134条(法律による禁止)を適用し、無効とすることもできる。党則の規定、解釈や運用に問題が生じた場合は、政党の内部自治、つまり各政党内の政党仲裁裁判所による裁判を原則としている。党内での「法的手段」が尽きた場合は、通常裁判所(die ordentlichen Gerichte)に提訴することもできるが、通常裁判所は、政党仲裁裁判所の決定を尊重し、政党仲裁裁判所が認定した重要な事実関係、手続規定が遵守されていたかどうか、党則の規定の恣意的な適用があったかどうか、についてのみ判断するとされている。Martin Morlok und Heike Merten, *Parteienrecht*, Tübingen: Mohr Siebeck, 2018, S.134.

- (4) 2003年1月1日から発効する文言における第28条第2項を初めて適用するに当たって、資産対象物の購入経費及び製造原価が、過度に経費又は時間をかけてはいないと確定することができない場合は、2002会計年度の会計報告書の当該資産対象物の帳簿価値を当初の購入経費及び製造原価とし、次回以降に引き継ぐものとする。第28条第2項に基づき計画的減価償却分を計上できない資産対象物も、商法の規定に基づいて帳簿価格を算出できる限り、同一の取扱いとする。このことについては、注記部で注記しなければならない。
- (5) 第2条第2項第2文は、第19a条第3項第1文及び第2文に定める期限までに提出しなければならない会計報告書に対して、2016会計年度から適用する。第19a条第4項第2文は、第19a条第3項第1文及び第2文に定める期限までに提出しなければならない会計報告書に対して、2015会計年度から適用する。第25条第3項第1文に基づく出捐の総額を算出するに当たっては、2015会計年度における第25条第3項第1文に基づく出捐は、2015年12月31日まで効力のあった文言を適用するものとする。

第40条

(削除)

第41条

(発効)

<関連法令>

ドイツ連邦共和国基本法（抄）

第21条 政党

- (1) 政党は、国民の政治的意思の形成に協力する。その設立は、自由とする。政党の内部秩序は、民主的諸原則に適合しなければならない。政党は、その資金の出所及び用途について、並びにその資産について公に報告をしなければならない。
- (2) 政党で、その目的又は支持者の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害し、若しくは除去し、又はドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは、違憲とする。
- (3) 政党で、その目的又は支持者の行動が自由で民主的な基本秩序を侵害し、若しくは除去し、又はドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを志向するものは、国庫補助から除外する。除外が決定された場合は、当該政党への税の優遇措置を行わず、これらの政党への出捐に対する税の優遇措置も行わない。
- (4) 第2項による違憲の問題及び第3項による国庫補助からの除外は、連邦憲法裁判所が判決を下す。
- (5) 細目は、連邦法律で規律する。

連邦選挙法（抄）

第 49b 条 その他の選挙区選挙の候補者推薦に対する国庫補助

- (1) 第 18 条及び第 20 条の定めるところにより有権者が提出する候補者推薦の候補者が、一の選挙区において投じられた有効な第 1 票の少なくとも 10% を得た場合には、有効得票ごとに、政党法第 18 条第 3 項第 1 文第 1 号に規定する額の 4 倍を、政党法第 18 条第 3 項第 3 文に基づき、選挙の時点までに引き上げられていた金額で受領する。当該資金は、連邦予算に計上しなければならない。
- (2) 国庫補助金の確定及び交付について、候補者は、ドイツ連邦議会の招集後 2 か月以内に、ドイツ連邦議会議長に対して、文書で申請しなければならないものとし、その後に提出された申請は考慮しない。金額は、ドイツ連邦議会議長が確定し、かつ交付する。
- (3) 絶対的及び相対的上限に関する政党法の規定は、これを適用しない。

欧州議会選挙法（抄）

第 28 条 その他の政治団体に対する国庫補助

- (1) 選挙区域において、固有の候補者推薦を有して欧州議会議員選挙に参加し、最終選挙結果において選挙区域で投じられた有効票の少なくとも 0.5% を得たその他の政治団体は、有効得票ごとに、政党法第 18 条第 3 項第 1 文第 1 号に規定され、政党法第 18 条第 3 項第 3 文に基づいて引き上げられた金額を毎年受領する。第 1 文の規定にかかわらず、これらの政治団体は、400 万票までについては、1 票ごとに、政党法第 18 条第 3 項第 2 文で規定され、政党法第 18 条第 3 項第 3 文に基づいて引き上げられた金額を受領する。当該資金は、連邦予算に計上しなければならない。
- (2) 公開の会計報告の義務に関する政党法の規定は、これを準用する。会計報告の義務は選挙が行われた年に始まり、その他の政治団体の候補者推薦により当選した候補者が、欧州議会から最終的になくなった年をもって終了する。
- (3) 絶対的上限に関する政党法の規定は、これを適用せず、相対的上限の規定は、これを準用する。
- (4) 交付の手續及び分割前払いに関する政党法の規定は、これを準用する。

所得税法（抄）

第 10b 条 税優遇の目的

- (1) ・ (1a) (略)
- (2) 政党法第 2 条にいう政党に対する出捐は、当該政党が政党法第 18 条第 7 項により部分的国庫補助から除外されていない限り、暦年合わせて 1,650 ユーロまで、配偶者合算査定の場合には、合わせて 3,300 ユーロまで、控除することができる。出捐は、第 34 g 条の規定による税の控除が認められなかった部分についてのみ、特別経費として控除することができる。

(3)・(4) (略)

第 34g 条 政党及び無所属選挙人団体への出捐に対する税額控除

第 34f 条第 3 項の規定による場合を除き、その他の税額控除により税を差し引かれた、税率表による所得税は、次の各号に掲げる団体への出捐について、税額から控除される。

1. 政党法第 2 条にいう政党で、政党法第 18 条第 7 項により部分的国庫補助から除外されていないもの
2. 政党の性格を有しないもので次の要件を満たす団体
 - a) 団体の目的が、自らの候補者推薦により、連邦、州又は地方自治体レベルの選挙に参加することで政治的意思の形成に協力することに専ら向けられていること
 - b) 団体が直近の連邦、州若しくは地方自治体レベルの選挙で少なくとも 1 議席を得たか、又は自らの候補者推薦により次回の連邦、州若しくは地方自治体レベルの選挙に参加することを所轄の選挙庁若しくは選挙機関に届け出ていること

団体が、次回の選挙に参加しない場合には、選挙期日までに当該団体に支払われた分担金及び寄附に対する税額控除に限り、認められる。当該団体に対する分担金及び寄附に対する税額控除は、当該団体が自らの候補者推薦によりいずれかの選挙に参加した場合に初めて、再び認められる。この場合においては、選挙が執行された年の初日以降に支払われた分担金及び寄附に対してのみ、税額控除が認められる。

税額控除は、825 ユーロを限度に、第 1 号及び第 2 号の規定によるそれぞれの支出の 50% について適用し、配偶者の合算査定の場合には、1,650 ユーロを限度とする。第 10b 条第 3 項及び第 4 項は、これを準用する。

法人税法（抄）

第 5 条 非課税

(1) 次に掲げるものは、法人税を課せられない。

1. - 4. (略)

5. 公法上の性格を有しない職業団体及びその連合体も含めた連邦レベル又は州レベルの自治団体の中央団体であって、当該団体の目的が経済的事業の経営に向けられていないもの。ただし、次に掲げる場合には、非課税から除外する。

- a) 社団又は団体が経済的事業の経営を行っており、又は、
- b) 職業団体の収入の 10% 以上の資金が、直接的又は間接的に、政党の支援又は助成に用いられる場合

第 1 文及び第 2 文は、職業団体と同様に、一般的に会員の理念上及び経済上の利益を代表する公法上の法人の連合体にも適用する。職業団体の資金が、直接的又は間接的に政党の支援又は助成に用いられる場合には、当該出捐の 50% の金額の法人税を徴収する⁽²¹⁾。

6. (略)

7. 政党法第 2 条にいう政党及びその地域支部で、政党法第 18 条第 7 項により、部分的国

(21) 他の公益団体と同じく、業界団体等の職業団体は政治活動を行うことができ、政治活動の中には政党への寄附も含まれる。職業団体が、転送を前提にして企業等から寄附を受け、政党に寄附することは禁止であるが、一般的な会費収入等から政党に寄附することは可能である。

庫補助から除外されていないもの、並びに地方自治体の選挙人団体及びその連合体。経済的事業経営を行う場合には、その限りで非課税から除外する。

8. - 24. (略)

(2) (略)

参考文献

- ・土屋正三「西ドイツの政党法（一）」『自治研究』44巻4号, 1968.4, pp.105-126; 同「西ドイツの政党法（二）」『自治研究』44巻5号, 1968.5, pp.113-130.
- ・木下英敏「政党に関する法律（政党法）」『レファレンス』210号, 1968.7, pp.78-90.
- ・丸山健「政党に関する法律（政党法）」『政党法』学陽書房, 1976, pp.192-207.
- ・下田久則「政党に関する法律（政党法）」堀本武功編著『世界の政党法』麴町出版, 1984, pp.160-191.

(おおまがり かおる)

(本稿は、筆者が政治議会調査室在職中に執筆したものである。)

(さとう りょう)